

第4次恵那市障がい者計画・
第7期恵那市障がい福祉計画・
第3期恵那市障がい児福祉計画
素案

令和6年1月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 障がい者施策をめぐる近年の動き.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6
第2章 恵那市の現状	7
1 人口の推移.....	7
2 障がい者の状況.....	8
3 障がい児保育・障がい児教育の状況.....	18
4 障がい者雇用の状況.....	21
5 第6期恵那市障がい福祉計画の進捗状況.....	22
6 第2期恵那市障がい児福祉計画の進捗状況.....	32
7 障がいのある人・一般市民へのアンケート調査の結果.....	35
8 団体アンケートとヒアリング調査の結果.....	38
第3章 基本構想	41
1 基本理念.....	41
2 計画策定の視点.....	42
3 計画の体系.....	43
第4章 基本計画・実施計画	44
1 療育・教育.....	44
2 文化芸術・スポーツ・生涯学習活動.....	47
3 雇用・就業.....	49
4 保健・医療.....	51
5 福祉サービス.....	53
6 相談・情報体制.....	55
7 地域福祉.....	57
8 生活環境.....	59
9 障がい者施策推進体制.....	62
第5章 第7期恵那市障がい福祉計画・第3期恵那市障がい児福祉計画	63
1 基本的な考え方.....	63
2 成果目標の設定.....	63
3 障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策.....	70
4 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策.....	75
5 障がい児サービスの見込み量と確保のための方策.....	83

第6章 計画の推進体制.....	85
1 推進体制	85
2 進行管理	85
資料編	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」等、障がいのある人に関する法整備が進められ、その後も「障害者総合支援法及び児童福祉法」が改正・施行されました。また、令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されました。さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では障がいのある人による情報の取得及び利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進すること等が規定される等、障がい福祉サービスの充実、障がいのある人の社会参加支援の体制整備が進んでいます。また、国際社会においては、平成27年に国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現が目指されています。

このような中、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。この計画では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある人がその能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障がい者施策の基本的な方向を示しています。

このたび恵那市（以下、「本市」という）では、「第3次恵那市障がい者計画」及び「第6期恵那市障がい福祉計画・第2期恵那市障がい児福祉計画」の計画期間終了にあたり、国の動向、本市在住の障がいのある人の意向や障がい福祉サービスの提供状況等を踏まえ、障がいのある人の多様なニーズに対応した福祉サービスを充実させ、共生社会を実現するため、令和6年度を初年度とする「第4次恵那市障がい者計画・第7期恵那市障がい福祉計画・第3期恵那市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 障がい者施策をめぐる近年の動き

年	内容
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者自立支援法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体、知的、精神の3障がいのサービスを一元化 ・ 応能負担から応益負担へ 等 ● 国連総会で「障害者権利条約」を採択 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障がいに基づく差別の禁止 等
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が「障害者権利条約」に署名
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法」改正の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定 ● 「障害者自立支援法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の範囲の見直し（発達障がい対象になることを明確化） 等
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者基本法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の定義の見直し ・ 地域社会における共生の実現 ・ 差別の禁止（合理的配慮義務）等
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者虐待防止法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や地方公共団体等への障がい者虐待防止への責務 ・ 虐待を発見した者の通報義務化 等
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」の施行（一部平成 26 年施行） <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念の具体化 ・ 難病患者への支援 ・ 地域生活支援事業の追加 等 ● 国が「障害者基本計画（第3次）」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・ 計画期間の見直し 等
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分の創設 ・ 重度訪問介護の対象拡大 ・ 共同生活援助一元化 等 ● 国が「障害者権利条約」を批准
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連サミットで 17 のゴールからなる SDG s（持続可能な開発目標）を採択
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者差別解消法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等及び民間事業者の差別の禁止 等 ● 「障害者雇用促進法」改正の施行（一部平成 30 年 4 月施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の分野における差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ● 「成年後見制度利用促進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の定義、国の責務等を明示 ・ 成年後見制度利用促進会議等の設置等 ● 「発達障害者支援法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない支援 ・ 家族等への支援 ・ 地域の支援体制構築 等 ● 日本政府は SDG s 推進本部を設置し、SDG s 実施指針を決定

年	内容
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法及び児童福祉法」改正の一部施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の望む地域生活の支援 ・ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ● 「ユニバーサル社会実現推進法」成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進 ● 「地域包括ケアシステム強化法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け 等 ● 「障害者芸術活動推進法」成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動の推進による障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「読書バリアフリー法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる読書環境を整備する責務等を規定
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「バリアフリー法」改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心のバリアフリーの推進などソフト面の対応を強化 ● 「障害者雇用促進法」一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者活躍推進計画」策定の義務化 ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等 ● 「読書バリアフリー基本計画」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者等の読書環境の整備を通じた障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現 ・ 市町村にも策定を努力義務化 等
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者差別解消法」一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対して社会的障壁の除去に必要かつ合理的な配慮をすることを義務付け ・ 差別を解消するための支援措置を強化 等
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 ・ 情報を取得する手段を選択できる他、情報発信の手段を選択できる基本理念を明記 等

3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格・根拠法令

「第4次恵那市障がい者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進をめざすものです。

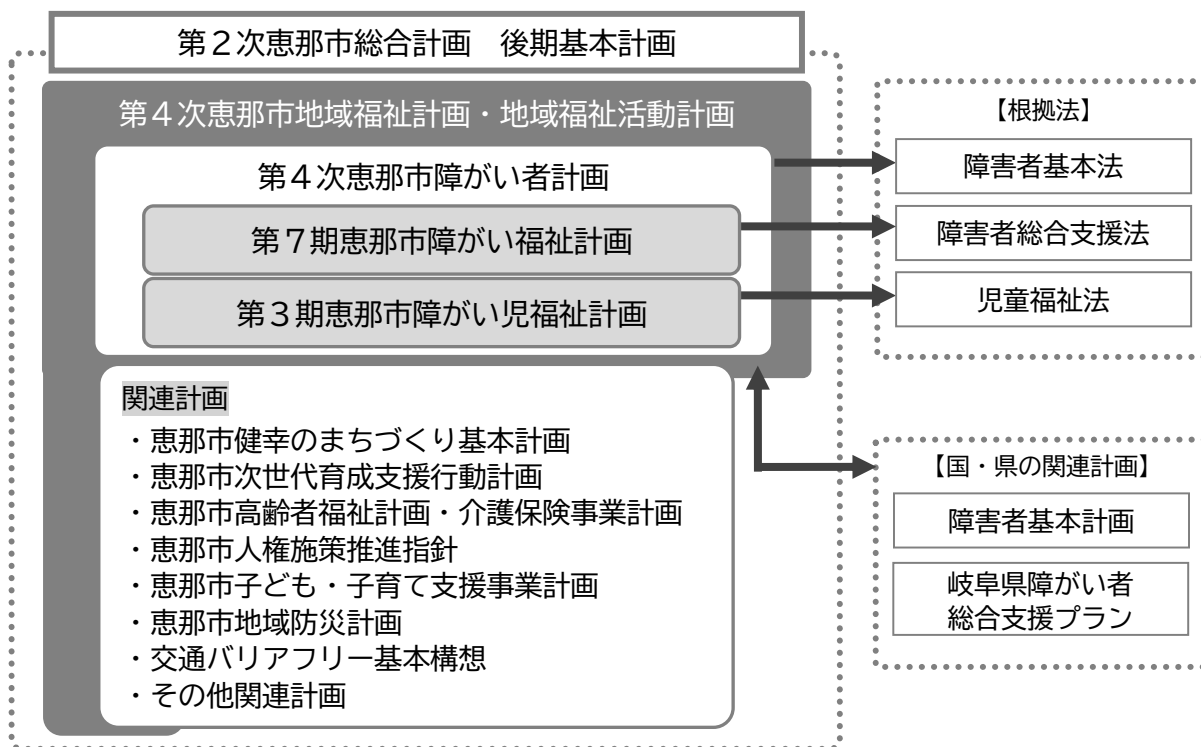
また、「第7期恵那市障がい福祉計画・第3期恵那市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

第4次 障がい者計画	根拠法令	障害者基本法（平成23年8月5日改正）
	性格	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、障がい者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条） 長期的な見通しにたつて効果的な障がい者施策の展開を図る計画
	位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした、恵那市総合計画の部門計画
第7期 障がい 福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法（平成30年4月1日改正）
	性格	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（障害者総合支援法第88条）
	位置づけ	障がい者計画のうち、障がい福祉サービス分野の実施計画
第3期 障がい児福祉 計画	根拠法令	児童福祉法（平成30年4月1日改正）
	性格	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の障がい児に必要なサービス等の見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（児童福祉法第33条）
	位置づけ	障がい者計画のうち、障がい児に関わるサービス分野の実施計画

(2) 他計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」及び岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」等の内容を踏まえて策定します。また、本市の最上位計画である「第2次恵那市総合計画 後期基本計画」、福祉分野の上位計画である「第4次恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と整合を図ります。

■計画の関連イメージ



(3) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と、達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

本市は、内閣府からSDGs達成に向けた取組を先導的に進めて行く自治体「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」として選定されています。本計画の推進にあたっては、SDGsの趣旨を踏まえて、本市の障がい福祉施策を展開します。

■SDGsの17の目標



4 計画の期間

「第4次恵那市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期恵那市障がい福祉計画」「第3期恵那市障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、社会情勢の変化や国の制度改正、本市の状況等を踏まえ、必要に応じて期間中であっても見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4次恵那市障がい者計画					
第7期恵那市障がい福祉計画 第3期恵那市障がい児福祉計画			第8期恵那市障がい福祉計画 第4期恵那市障がい児福祉計画		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下のような段階を経ました。

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人や障がいのある子どもの現状や今後の意向及び障がいのない人の障がいに対する意識等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 団体アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本計画の当事者である人たちの意見を計画に反映させるため、市内の障がい者団体や特別支援学校、ボランティア等に団体アンケート調査を実施しました。

(3) ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、庁内の関連する課においてヒアリングを実施しました。

(4) 委員会の開催

本計画の策定にあたり、「恵那市自立支援協議会」「障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」を開催しました。ここでは、アンケート調査やその結果、本計画の骨子案や計画案についての審議・検討を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民から計画に対する意見を募集するため、本計画案を市役所や振興事務所などの窓口で閲覧及びホームページで公表するパブリックコメントを実施しました。提出された意見・要望などは、計画策定の際の参考としました。

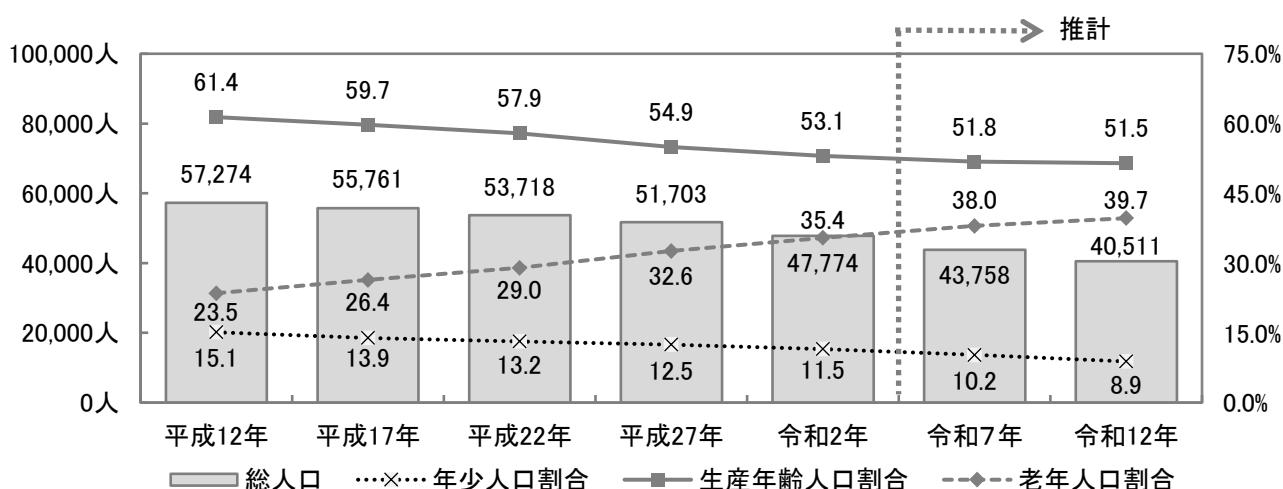
第2章 恵那市の現状

1 人口の推移

本市の総人口は平成17年以降減少しており、令和2年には47,774人になっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老年人口は増加しています。令和7年は老年人口も減少に転じることが見込まれ、少子高齢化が進行することが想定されます。

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：平成12年～平成27年：総務省「国勢調査」

令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

*平成27年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別の合計と一致しない場合があります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移と推計

推計

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	57,274人	55,761人	53,718人	51,703人	47,774人	43,758人	40,511人
年少人口 (15歳未満)	8,654人	7,745人	7,052人	6,364人	5,503人	4,483人	3,589人
生産年齢人口 (15～64歳)	35,108人	33,220人	31,020人	28,033人	25,347人	22,654人	20,853人
老年人口 (65歳以上)	13,451人	14,681人	15,542人	16,620人	16,924人	16,621人	16,069人

*平成27年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別の合計と一致しない場合があります。

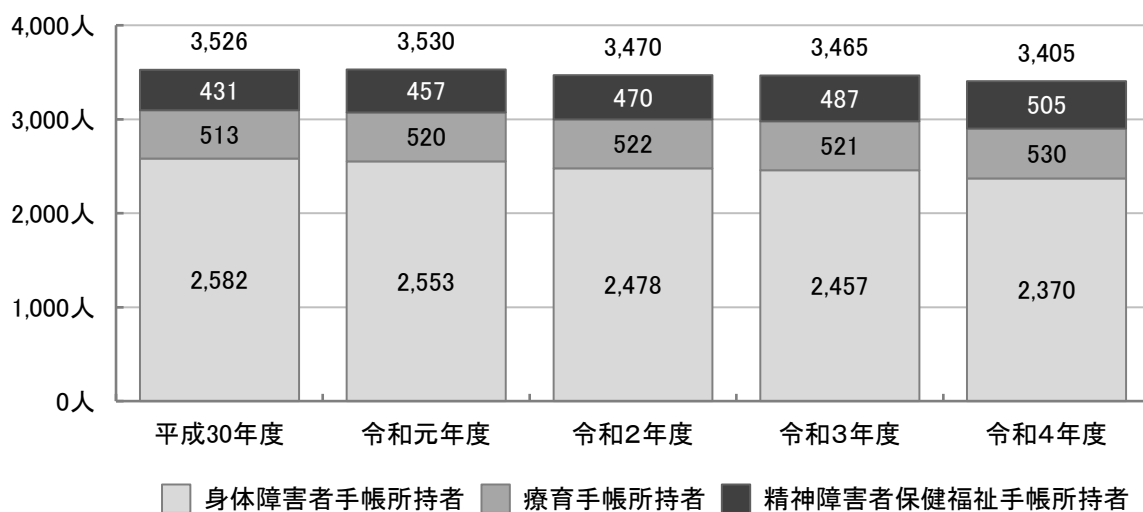
2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度から令和2年度にかけて減少傾向にあり、令和4年度時点で3,405人となっています。

手帳別にみると平成30年度から令和4年度にかけて身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

■障害者手帳所持者数と構成比の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	人数	2,582人	2,553人	2,478人	2,457人	2,370人
	構成比	73.3%	72.4%	71.4%	70.9%	69.6%
療育手帳所持者	人数	513人	520人	522人	521人	530人
	構成比	14.5%	14.7%	15.0%	15.0%	15.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	人数	431人	457人	470人	487人	505人
	構成比	12.2%	12.9%	13.5%	14.1%	14.8%
合計		3,526人	3,530人	3,470人	3,465人	3,405人

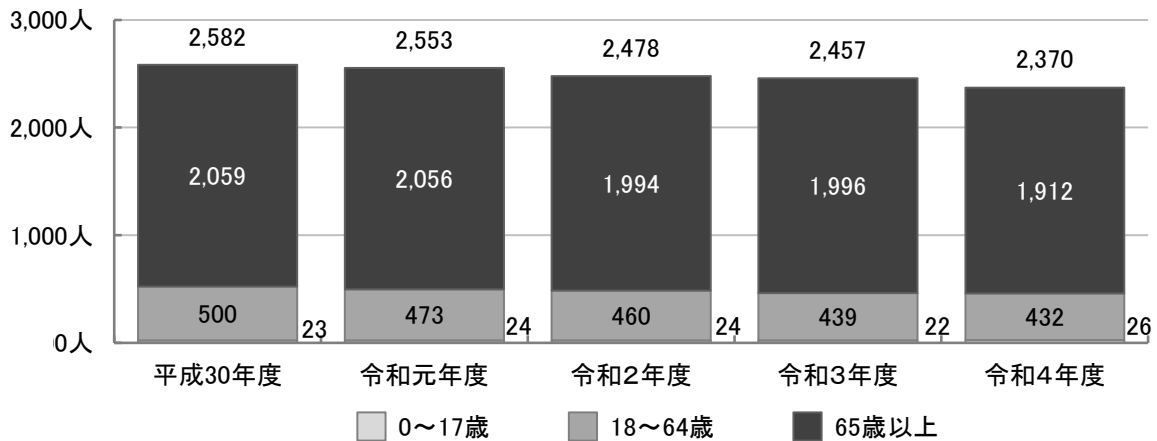
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて減少しており、令和4年度時点で2,370人となっています。

年齢区分別でみると、0～17歳は横ばい、18歳～64歳及び65歳以上の人数は減少しています。

■ (年齢区分別) 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

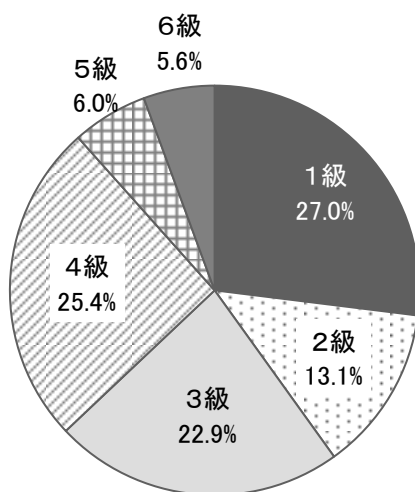
■ (年齢区分別) 身体障害者手帳所持者数と構成比の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	人数	23人	24人	24人	22人	26人
	構成比	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.1%
18～64歳	人数	500人	473人	460人	439人	432人
	構成比	19.4%	18.5%	18.6%	17.9%	18.2%
65歳以上	人数	2,059人	2,056人	1,994人	1,996人	1,912人
	構成比	79.7%	80.5%	80.5%	81.2%	80.7%
合計		2,582人	2,553人	2,478人	2,457人	2,370人

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数を等級別で見ると、令和4年度3月31日現在で、1級、3級、4級がそれぞれ2割以上となっており、人数は1級が各年で最も多くなっています。

■（等級別）身体障害者手帳所持者数の割合



(N=2,370)

資料：社会福祉課（令和4年度3月31日現在）

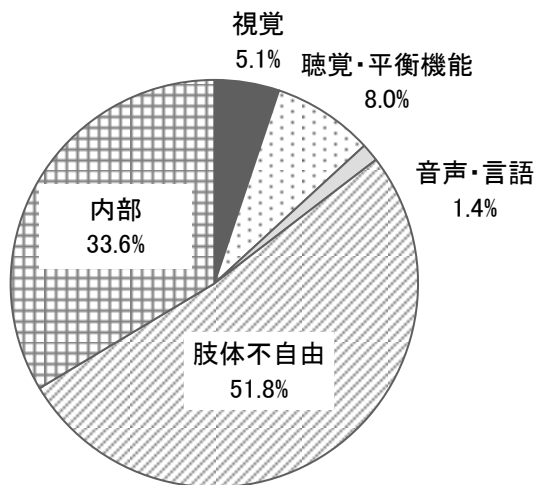
■（等級別）身体障害者手帳所持者数と構成比の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	人数	686人	692人	665人	658人	639人
	構成比	26.6%	27.1%	26.8%	26.8%	27.0%
2級	人数	361人	339人	323人	321人	311人
	構成比	14.0%	13.3%	13.0%	13.1%	13.1%
3級	人数	566人	567人	562人	570人	542人
	構成比	21.9%	22.2%	22.7%	23.2%	22.9%
4級	人数	668人	659人	626人	609人	603人
	構成比	25.9%	25.8%	25.3%	24.8%	25.4%
5級	人数	157人	154人	156人	154人	142人
	構成比	6.1%	6.0%	6.3%	6.3%	6.0%
6級	人数	144人	142人	146人	145人	133人
	構成比	5.6%	5.6%	5.9%	5.9%	5.6%
合計		2,582人	2,553人	2,478人	2,457人	2,370人

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数を障がい種別で見ると、令和4年度3月31日現在で、肢体不自由が5割以上と最も高い一方で、人数は減少傾向にあり、肢体不自由以外の障がいはほぼ横ばいとなっています。

■（障がい種別）身体障害者手帳所持者数の割合



(N=2,370)

資料：社会福祉課（令和4年度3月31日現在）

■（障がい種別）身体障害者手帳所持者数と構成比の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	人数	124人	124人	122人	124人	122人
	構成比	4.8%	4.9%	4.9%	5.0%	5.1%
聴覚・ 平衡機能	人数	208人	204人	202人	202人	190人
	構成比	8.1%	8.0%	8.2%	8.2%	8.0%
音声・ 言語	人数	29人	29人	32人	33人	34人
	構成比	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%	1.4%
肢体 不自由	人数	1,433人	1,393人	1,338人	1,301人	1,228人
	構成比	55.5%	54.6%	54.0%	53.0%	51.8%
内部	人数	788人	803人	784人	797人	796人
	構成比	30.5%	31.5%	31.6%	32.4%	33.6%
合計		2,582人	2,553人	2,478人	2,457人	2,370人

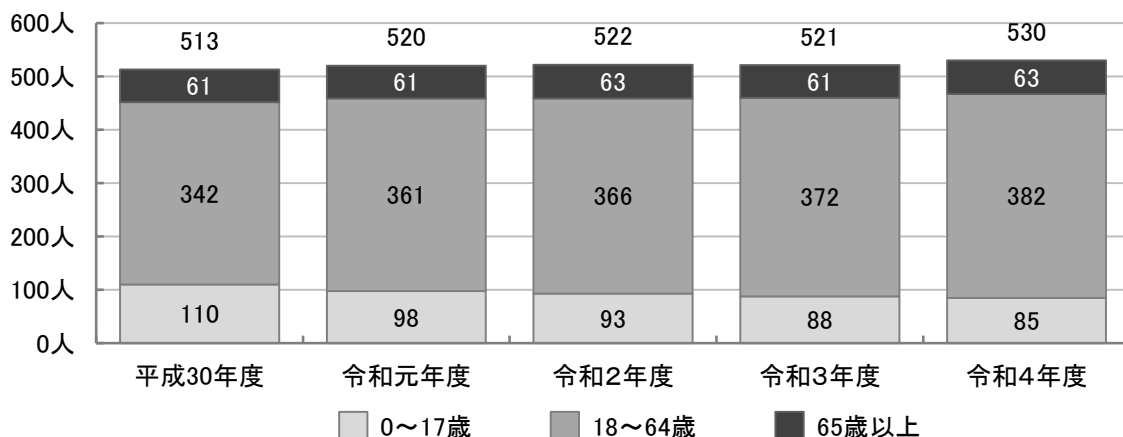
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(3) 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて増加しており、令和 4 年度時点で 530 人となっています。

年齢区分別でみると、人数は 0～17 歳で減少、18～64 歳で増加傾向にあり、65 歳以上は横ばいです。

■ (年齢区分別) 療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

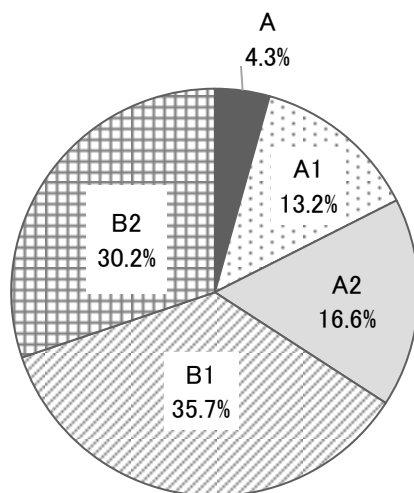
■ (年齢区分別) 療育手帳所持者数と構成比の推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0～17 歳	人数	110 人	98 人	93 人	88 人	85 人
	構成比	21.4%	18.8%	17.8%	16.9%	16.0%
18～64 歳	人数	342 人	361 人	366 人	372 人	382 人
	構成比	66.7%	69.4%	70.1%	71.4%	72.1%
65 歳以上	人数	61 人	61 人	63 人	61 人	63 人
	構成比	11.9%	11.7%	12.1%	11.7%	11.9%
合計		513 人	520 人	522 人	521 人	530 人

資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

療育手帳所持者数を等級別で見ると、令和4年度3月31日現在で、B1が35.7%と最も高く、人数はA以外は増加傾向にあります。

■（等級別）療育手帳所持者数の割合



(N=530)

資料：社会福祉課（令和4年度3月31日現在）

■（等級別）療育手帳所持者数と構成比の推移

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最重度	A	人数	30人	29人	27人	24人	23人
		構成比	5.8%	5.6%	5.2%	4.6%	4.3%
重度	A1	人数	64人	66人	64人	66人	70人
		構成比	12.5%	12.7%	12.3%	12.7%	13.2%
	A2	人数	87人	81人	88人	85人	88人
		構成比	17.0%	15.6%	16.9%	16.3%	16.6%
中度	B1	人数	180人	192人	187人	192人	189人
		構成比	35.1%	36.9%	35.8%	36.9%	35.7%
軽度	B2	人数	152人	152人	156人	154人	160人
		構成比	29.6%	29.2%	29.9%	29.6%	30.2%
合計			513人	520人	522人	521人	530人

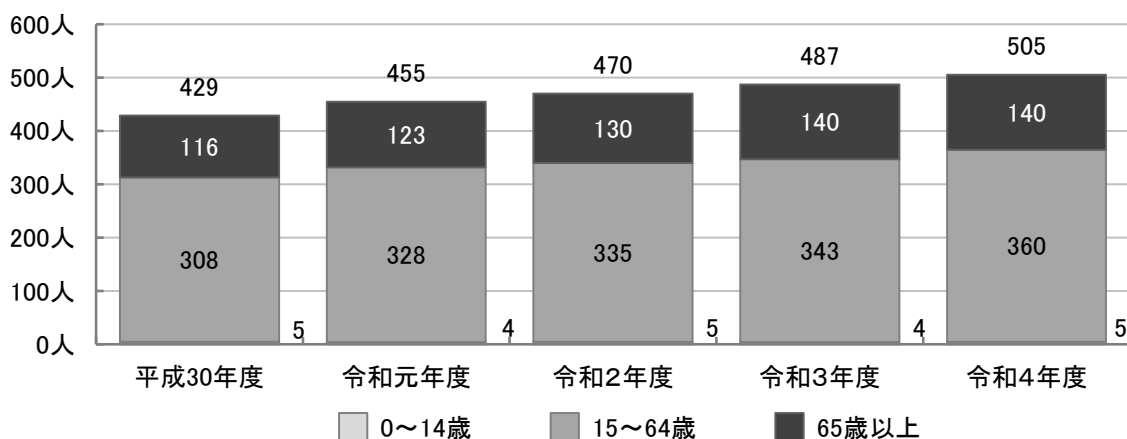
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて増加しており、令和 4 年度時点で 505 人となっています。

年齢区分別にみると、平成 30 年度以降 0～14 歳の人数はほぼ横ばい、15～64 歳及び 65 歳以上の人数は増加しています。

■ (年齢区分別) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

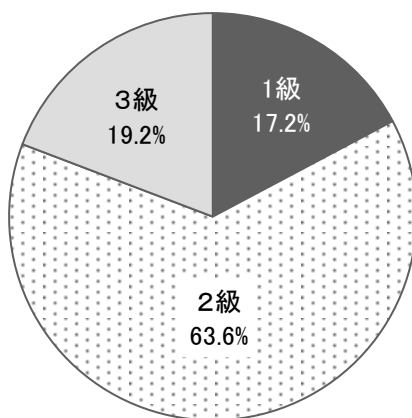
■ (年齢区分別) 精神障害者保健福祉手帳所持者数と構成比の推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0～14 歳	人数	5 人	4 人	5 人	4 人	5 人
	構成比	1.2%	0.9%	1.1%	0.8%	1.0%
15～64 歳	人数	308 人	328 人	335 人	343 人	360 人
	構成比	71.8%	72.1%	71.3%	70.4%	71.3%
65 歳以上	人数	116 人	123 人	130 人	140 人	140 人
	構成比	27.0%	27.0%	27.7%	28.7%	27.7%
合計		429 人	455 人	470 人	487 人	505 人

資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別で見ると、令和4年度3月31日現在で、2級が6割以上となっており、人数は2級で特に増加傾向にあります。

■（等級別）精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合



(N=505)

資料：社会福祉課（令和4年度3月31日現在）

■（等級別）精神障害者保健福祉手帳所持者数と構成比の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	人数	82人	86人	92人	89人	87人
	構成比	19.1%	18.9%	19.6%	18.3%	17.2%
2級	人数	258人	275人	281人	307人	321人
	構成比	60.1%	60.4%	59.8%	63.0%	63.6%
3級	人数	89人	94人	97人	91人	97人
	構成比	20.7%	20.7%	20.6%	18.7%	19.2%
合計		429人	455人	470人	487人	505人

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

（5）重症心身障がい者

重症心身障がいとは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がいです。

身体障害者手帳1、2級と療育手帳A1、A2の両方を持つ人、またはどちらかの手帳を持ち、同程度の障がいがある人は、令和5年度1月1日現在で40人程います。

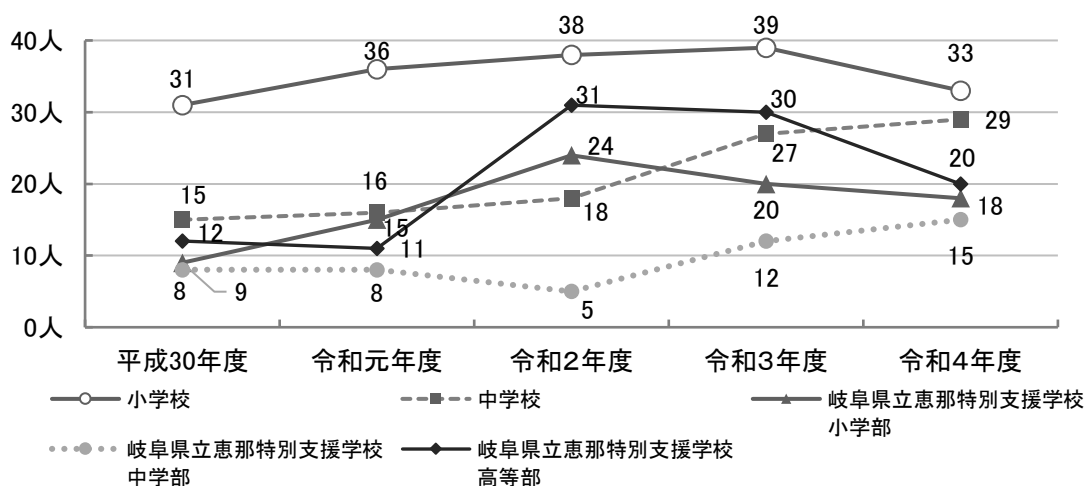
また、重症心身障がい者のうち、医療管理下に置かなければ呼吸をすることも栄養を摂ることも困難な状態にある人を「超重症心身障がい者」といい、これにあたる人は数人となっています。

(6) 発達障がい者

発達障がい者で、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得はできますが、発達障がいの手帳制度は存在せず、現時点では正確な人数把握は難しくなっています。

小学校・中学校・特別支援学校の自閉症・情緒クラスの在籍者数をみると、岐阜県立恵那特別支援学校の中学部で令和3年度から4年度にかけて3人増加しています。

■小学校・中学校・岐阜県立恵那特別支援学校の自閉症・情緒クラスの在籍者数の推移



資料：学校基本調査、岐阜県立恵那特別支援学校（各年度5月1日現在）

■小学校・中学校・岐阜県立恵那特別支援学校の自閉症・情緒クラスの在籍者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	31人	36人	38人	39人	33人
中学校	15人	16人	18人	27人	29人
岐阜県立恵那特別支援学校					
小学部	9人	15人	24人	20人	18人
中学部	8人	8人	5人	12人	15人
高等部	12人	11人	31人	30人	20人
合計	29人	34人	60人	62人	53人

資料：学校基本調査、岐阜県立恵那特別支援学校（各年度5月1日現在）

“発達障がい”とは？

発達障害者支援法には「広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、その症状が通常低年齢で発現するもの」と定められています。

●PDD（広汎性発達障がい）

自閉症、アスペルガー症候群、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含んだ呼び方。コミュニケーション能力や社会性、想像性に困難がみられます。

●LD（学習障がい）

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち、特定の能力の習得にだけ困難がみられます。

●ADHD（注意欠陥多動性障がい）

年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなどの特徴がみられます。

(7) 高次脳機能障がい者

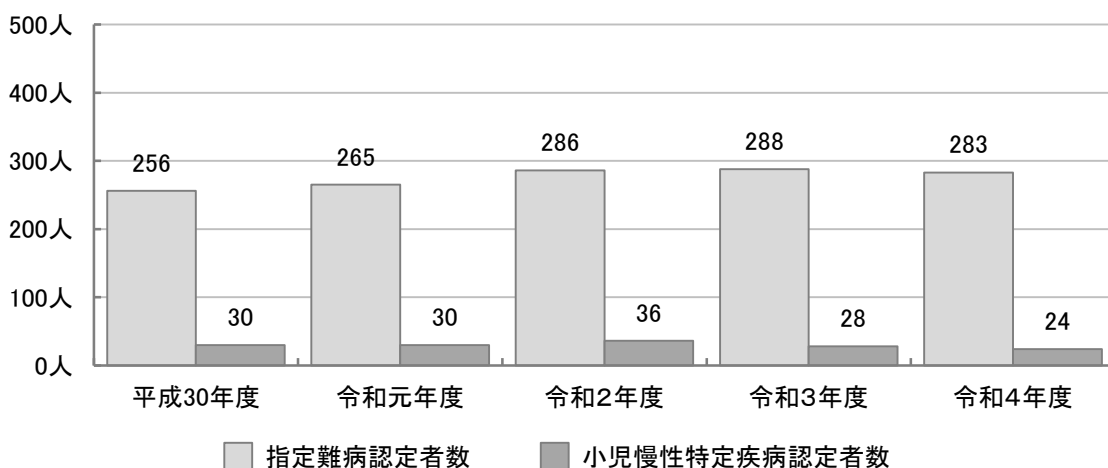
高次脳機能障がいとは、脳卒中や感染症などの病気、交通事故などで脳の細胞が損傷することにより言語・思考・記憶・学習などで生じる障がいをいいます。近年の医療技術の進歩により、重度の被害を受けた人でも命を取り留めることができるようになったものの、その後遺症として高次脳機能障がい者が増加していると考えられます。

本市では、高次脳機能障がいにより障がい福祉サービスを数人利用していることを把握していますが、正確な数値は把握が難しい状況となっています。

(8) 難病等患者

難病等患者数の推移をみると、指定難病認定者数は令和4年度、小児慢性特定疾病認定者数は令和3年度以降それぞれ減少しています。

■難病等患者数の推移



資料：恵那保健所調べ（各年度3月31日現在）

■難病等患者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病認定者数	256人	265人	286人	288人	283人
小児慢性特定疾病認定者数	30人	30人	36人	28人	24人

資料：恵那保健所調べ（各年度3月31日現在）

3 障がい児保育・障がい児教育の状況

(1) 恵那市こども発達センター

恵那市こども発達センターの利用者合計数の推移は、年度ごとで増減がみられ、令和3年度以降増加しています。年齢別では、令和2年度以降は7歳以上の利用者数が増加しています。

■（年齢別）恵那市こども発達センターの利用者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
7歳以上	44人	40人	38人	41人	45人
6歳	39人	43人	46人	38人	45人
5歳	41人	41人	40人	47人	30人
4歳	30人	32人	33人	27人	29人
3歳	22人	24人	17人	14人	17人
2歳	5人	3人	1人	1人	5人
1歳	1人	0人	0人	0人	0人
0歳	0人	0人	0人	0人	0人
合計	182人	183人	175人	168人	171人

資料：子育て支援課（各年度3月31日現在）

(2) 障がい児保育

障がい児保育は、利用者数が令和3年度から4年度にかけて減少しています。障がい種別で見ると、平成30年度以降、視覚障がい及び聴覚障がいの児童数は0人です。

■障がい児保育の実施か所数、利用者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数	10か所	13か所	12か所	12か所	12か所
利用者数	14人	84人	90人	108人	83人
視覚障がい児	0人	0人	0人	0人	0人
聴覚障がい児	0人	0人	0人	0人	0人
肢体不自由児	1人	3人	6人	5人	4人
知的障がい児	8人	5人	0人	3人	1人
その他	5人	76人	84人	100人	78人

資料：幼児教育課（各年度4月1日現在）

利用者数については、令和元年度から対象者の集計方法変更により、利用者が増加しています。

(3) 特別支援学級の状況

特別支援学級数の推移をみると、令和4年度では小学校で20学級、中学校で14学級となっています。児童・生徒数の推移をみると、全体の児童・生徒数が年々減少し、小学校・中学校共に割合的に増加しています。

特別支援学級のクラス数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて小学校及び中学校の難聴クラス及び肢体不自由クラスはありません。知的クラス及び自閉・情緒クラスそれぞれのクラス数はほぼ横ばいとなっています。

■特別支援学級数、児童・生徒数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校					
特別支援学級数	19学級	21学級	21学級	20学級	20学級
児童数	66人	78人	79人	76人	69人
6年	7人	12人	16人	21人	13人
5年	13人	16人	18人	12人	15人
4年	15人	17人	12人	14人	17人
3年	12人	11人	13人	13人	11人
2年	8人	11人	10人	9人	9人
1年	11人	11人	10人	7人	4人
中学校					
特別支援学級数	11学級	12学級	12学級	14学級	14学級
生徒数	36人	36人	34人	42人	54人
3年	13人	14人	13人	11人	17人
2年	16人	15人	8人	15人	16人
1年	7人	7人	13人	16人	21人

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

■特別支援学級のクラス数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校					
特別支援学級数	19学級	21学級	21学級	20学級	20学級
知的クラス	10クラス	11クラス	11クラス	10クラス	10クラス
自閉・情緒 クラス	9クラス	10クラス	10クラス	10クラス	10クラス
難聴クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス
肢体不自由 クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス
中学校					
特別支援学級数	11学級	12学級	12学級	14学級	14学級
知的クラス	6クラス	7クラス	6クラス	6クラス	6クラス
自閉・情緒 クラス	5クラス	5クラス	6クラス	8クラス	8クラス
難聴クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス
肢体不自由 クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス	0クラス

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

（４） 特別支援学校の状況

岐阜県立恵那特別支援学校の児童・生徒数の推移をみると、小学部及び高等部は令和2年度以降減少し、中学部は令和2年度以降増加しています。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
岐阜県立恵那特別支援学校					
在学者数	62人	64人	140人	132人	132人
小学部	20人	24人	50人	43人	42人
中学部	14人	12人	24人	28人	39人
高等部	28人	28人	66人	61人	51人

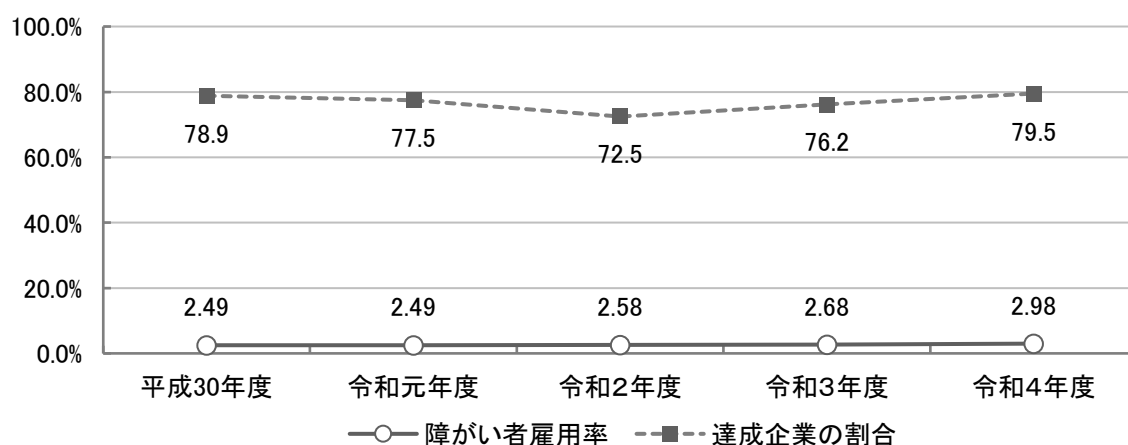
資料：岐阜県立恵那特別支援学校（各年度5月1日現在）

4 障がい者雇用の状況

(1) 市内の障がい者雇用の状況

市内の障がい者雇用の推移をみると、雇用率は平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向となっており、令和4年度では2.98%となっています。障がい者雇用率制度の対象企業の達成割合は、令和3年度以降増加し、令和4年度では79.5%となっています。

■障がい者雇用率と達成企業の割合の推移



資料：ハローワーク恵那（各年度6月現在）

(2) 恵那市役所の障がい者雇用の状況

恵那市役所の障がい者雇用の状況をみると、令和5年度では808人、雇用率は2.66%であり、令和2年度と比べて、雇用人数及び雇用率ともに増加しています。また、現行の国、地方公共団体の法定雇用率を0.06%上回っています。

■恵那市役所の障がい者雇用の状況

	令和2年度	令和5年度
恵那市役所障がい者雇用率算定対象職員数	767.5人	808人
障がい者雇用人数	19.5人	21.5人
障がい者雇用率	2.54%	2.66%
国・地方公共団体の法定雇用率	2.50%	2.60%

資料：総務課（各年度6月1日現在）

5 第6期恵那市障がい福祉計画の進捗状況

「第6期恵那市障がい福祉計画」で設定した成果目標の進捗について、以下のような進捗状況となっています。

(1) 成果目標の進捗状況

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末の施設入所者数を62人、令和5年度末までの地域移行者数を4人とすることを目標としました。令和4年度末時点では施設入所者数60人、地域移行者数は0人となっており、目標を達成できていません。

項目	目標	実績値		実績見込み
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数	63人	62人	60人	59人
地域移行者数	1人	1人	0人	2人
施設入所者数の削減見込	4人	1人	2人	1人
令和5年度末の施設入所者数見込	62人			

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステム構築のため、保健・医療・福祉関係者等による協議継続を目標としました。令和4年度末時点では保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数は4回、参加者数は13人、精神障がい者の共同生活援助は7人となっており、目標を達成しています。一方で、令和4年度末時点では目標設定及び評価の回数は1回となっており、目標を達成できていません。

項目	目標	実績		実績見込み
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	1回	1回	4回	4回
	23人	9人	13人	13人
目標設定及び評価の回数	2回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	7人	6人	7人	8人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	1人

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市では、地域生活支援拠点を2か所整備しています。また、地域生活支援拠点「ぷらっと」の機能充実や、東濃基幹相談支援センターを中心に各障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、圏域における地域生活支援拠点等の確保と機能の充実を行っています。

④福祉施設から一般就労への移行等

就労継続支援A型での一般就労移行者数を2人、就労定着支援事業利用者数を2人、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数を1か所とすることを目標としました。令和3年度時点では就労移行支援2人、令和4年度時点では就労継続支援B型4人、就労定着支援事業利用者数2人となっており、目標を達成しています。令和4年度時点では、就労継続支援A型は目標を達成できていません。

項目	目標	実績		実績見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
一般就労への移行者数	全体	2人	4人	5人	6人
	就労移行支援	0人	2人	0人	1人
	就労継続支援A型	2人	1人	1人	1人
	就労継続支援B型	0人	1人	4人	4人
就労定着支援事業利用者数	2人	1人	2人	2人	
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	

⑤相談支援体制の充実・強化等

東濃基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の強化を図ることを目標としました。令和4年度時点で、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数以外の項目は、目標を達成できています。

項目	目標	実績		実績見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置済	有	有	有	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	50件	53件	36件	40件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	37件	17件	20件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	26回	21回	25回

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

実施する研修をはじめ、関係機関が実施する各種研修を活用した職員の資質向上に努め、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を事業所等と共有する説明会等を実施することを目標としました。令和4年度時点では各項目を下回っており、目標を達成できていません。

項目	目標	実績		実績見込み
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	4人	1人	2人	5人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	無	無	無
	1回	0回	0回	0回

(2) サービスの利用状況

①障がい福祉サービス

ア 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況は、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の利用人数及び延べ時間が計画値を上回っています。

重度障がい者等包括支援の利用はありませんでした。

■訪問系サービスの利用状況

(月当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
居宅介護	利用人数	47	55	117.0	48	59	122.9	49	60	122.4
	延べ時間	766	872	113.8	782	905	115.7	798	878	110.0
重度訪問介護	利用人数	1	2	200.0	1	2	200.0	1	2	200.0
	延べ時間	40	241	602.5	40	232	580.0	40	212	530.0
同行援護	利用人数	5	5	100.0	5	7	140.0	5	6	120.0
	延べ時間	50	61	122.0	50	65	130.0	50	71	142.0
行動援護	利用人数	1	2	200.0	2	1	50.0	2	1	50.0
	延べ時間	10	13	130.0	20	1	5.0	20	6	30.0
重度障がい者等包括支援	利用人数	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	延べ時間	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、自立訓練（生活訓練）及び医療型短期入所で利用人数及び延べ日数共に計画値を上回っています。

自立訓練（機能訓練）の利用はありませんでした。

■日中活動系サービスの利用状況

(月当たり)

項目	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	
生活介護	利用人数	120	110	91.7	120	115	95.8	120	116	96.7
	延べ日数	2,040	2,355	115.4	2,040	2,273	114.2	2,040	2,186	107.2
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	延べ日数	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	4	5	125.0	4	9	225.0	4	11	275.0
	延べ日数	80	43	53.8	80	85	106.3	80	91	113.8
就労移行 支援	利用人数	5	1	20.0	5	1	20.0	5	2	40.0
	延べ日数	90	23	25.6	90	14	15.6	90	22	24.4
就労継続 支援A型	利用人数	78	67	85.9	83	66	79.5	88	75	85.2
	延べ日数	1,560	1,445	92.6	1,660	1,431	86.2	1,760	1,500	85.2
就労継続 支援B型	利用人数	135	134	99.3	135	130	96.3	135	135	100.0
	延べ日数	2,160	2,486	115.1	2,160	2,330	107.9	2,160	2,222	102.9
就労定着 支援	利用人数	1	2	200.0	1	1	100.0	2	1	50.0
療養介護	利用人数	4	3	75.0	4	2	50.0	4	2	50.0
医療型 短期入所	利用人数	1	1	100.0	1	3	300.0	1	3	300.0
	延べ日数	3	3	100.0	3	13	433.3	3	10	333.3
福祉型 短期入所	利用人数	22	11	50.0	22	19	86.4	22	18	81.8
	延べ日数	180	69	38.3	180	105	58.3	180	115	63.9

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

ウ 居宅系サービス

居宅系サービスの利用状況は、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援で計画値をやや上回っています。

■居宅系サービスの利用状況

(月当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
自立生活援助	利用人数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数	50	51	102.0	52	51	98.1	54	55	101.9
施設入所支援	利用人数	62	62	100.0	62	60	96.8	62	63	101.6

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

エ 相談支援

相談支援の利用状況は、計画相談支援で令和3年度、4年度の計画値を下回っています。
地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

■相談支援の利用状況

(月当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
計画相談支援	利用人数	95	66	69.5	100	72	72.0	100	100	100.0
地域移行支援	利用人数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
地域定着支援	利用人数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

②地域生活支援事業

【必須事業】

ア 理解促進研修・啓発事業

市民の障がいへの理解を促進するため、広報紙やホームページ等を通じた啓発活動を行っています。また、市内の小中学校を障がい者理解教育推進校として指定し、障がい理解教育を進めています。

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族等の当事者活動・親の会活動の活性化を図るため、人材確保や運営の支援、情報提供等を行っています。

ウ 相談支援事業

市役所内に設置した総合相談窓口を中心に、関係機関と連携して総合的な支援体制を促進し、基幹相談支援センターにおいて総合的な相談業務を行うとともに、市内の相談支援事業所への専門的な指導や助言を行っています。

■相談支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
障がい者相談支援事業	か所	7	7	100.0	7	7	100.0	7	7	100.0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無		検討	無		検討	無	

※令和5年度の実績は見込み

エ 成年後見制度利用支援事業

障がい者本人や家族等からの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために、東濃5市共同で設置する中核機関と連携し、制度の周知や利用を進めています。利用人数は計画値を下回っています。

■成年後見制度利用支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
成年後見制度利用支援事業	利用人数	9	2	22.2	9	3	33.3	9	6	66.7

※令和5年度の実績は見込み

オ 成年後見制度法人後見支援事業

中核機関と連携し、法人後見活動を行う団体等を確保するための研修等を検討します。本市では実施していません。

■成年後見制度法人後見支援事業の状況 (年当たり)

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	検討	無	検討	無

※令和5年度の実績は見込み

カ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用状況は、手話通訳者設置事業で計画値どおりの実績となっています。手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用人数は計画値を下回っています。

■意思疎通支援事業の状況 (年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
手話通訳者設置事業	配置人数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用人数	18	8	44.4	18	13	72.2	18	13	72.2

※令和5年度の実績は見込み

キ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用状況は、年度によりばらつきがあり、令和5年度では居宅生活動作補助用具は計画値を上回り、介護・訓練支援用具は計画値どおりの実績となっています。

■日常生活用具給付等事業の状況 (年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
介護・訓練支援用具	件数	3	4	133.3	3	2	66.7	3	3	100.0
自立生活支援用具	件数	5	9	180.0	5	0	0.0	5	3	60.0
在宅療養等支援用具	件数	10	7	70.0	10	6	60.0	10	9	90.0
情報・意思疎通支援用具	件数	30	13	43.3	30	14	46.7	30	6	20.0
排泄管理支援用具	件数	1,400	1,119	79.9	1,400	1,297	92.6	1,400	1,302	93.0
居宅生活動作補助用具	件数	2	1	50.0	2	2	100.0	2	3	150.0

※令和5年度の実績は見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の研修修了者数は、令和5年度で計画値どおりの実績となっています。

■手話奉仕員養成研修事業の状況

(年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	15	7	46.7	15	7	46.7	15	15	100.0

※令和5年度の実績は見込み

ケ 移動支援事業

移動支援事業の利用状況は、実利用者数は計画値を下回っていますが、延べ利用時間は計画値を上回っています。

■移動支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
移動支援事業	実利用者数	45	43	95.6	45	35	77.8	45	40	88.9
	延べ利用時間	2,500	2,389	95.6	2,500	2,711	108.4	2,500	2,912	116.5

※令和5年度の実績は見込み

コ 地域活動支援センター

本市には地域活動支援センターがなく、近隣市の事業所に委託し、サービス提供体制を確保しています。市外施設の利用状況は、令和4年度以降計画値を下回っています。

■地域活動支援センターの状況

(年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
市外施設	月間延べ利用人数	280	595	212.5	280	220	78.6	280	240	85.7

※令和5年度の実績は見込み

【任意事業】

サ 日常生活支援事業

日常生活支援事業は、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業の利用人数は、いずれも計画値を下回っています。

■日常生活支援事業の状況 (年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
訪問入浴サービス事業	利用人数	12	9	75.0	12	9	75.0	12	10	83.3
日中一時支援事業	か所数	18	18	100.0	18	18	100.0	18	20	111.1
	利用人数	75	67	89.3	75	44	58.7	75	60	80.0

※令和5年度の実績は見込み

シ 社会参加支援事業

■点字・声の広報等発行状況 (年当たり)

項目		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
点字・声の広報等発行	発行回数	12	12	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0

※令和5年度の実績は見込み

6 第2期恵那市障がい児福祉計画の進捗状況

「第2期恵那市障がい児福祉計画」で設定した成果目標の進捗について、以下のような進捗状況となっています。

(1) 成果目標の進捗状況

①障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を目標としました。

令和4年度時点では、児童発達支援センターの設置及び重症心身障がい児を支援する事業所の確保のうちの児童発達支援事業所が目標を達成できていません。

項目	目標	実績		実績見込み
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	設置	未設置	未設置	未設置
保育所等訪問支援	実施	実施	実施	実施
重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	確保	未確保	確保（単独）
	放課後等デイサービス	確保	確保（単独）	確保（単独）
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置（単独）	設置（単独）	設置（単独）
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	配置	未設置	配置（1人）	配置（1人）

(2) 障がい児福祉サービスの利用状況

①障がい児通所支援等に関するサービスの状況

障がい児通所支援等に関するサービスの利用状況は、児童発達支援の利用人数及び延べ日数、放課後等デイサービス及び障がい児相談支援の利用人数は計画値を下回っています。医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでした。

■障がい児通所支援等に関するサービスの利用状況 (月当たり)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
児童発達支援	利用人数	161	139	86.3	157	132	84.1	153	147	96.1
	延べ日数	644	597	92.7	628	583	92.8	612	503	82.2
放課後等デイサービス	利用人数	164	123	75.0	173	130	75.1	174	145	83.3
	延べ日数	857	910	106.2	945	978	103.5	969	978	100.9
保育所等訪問支援	利用人数	2	2	100.0	2	1	50.0	2	3	150.0
	延べ日数	4	4	100.0	4	1	25.0	4	6	150.0
医療型児童発達支援	利用人数	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	延べ日数	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	延べ日数	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
障がい児相談支援	利用人数	82	80	97.6	86	84	97.7	85	73	85.9

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

②発達障がいに対する支援の状況

ペアレントトレーニングについては、令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、実施できませんでした。

■発達障がいに対する支援の状況 (年当たり)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	受講者数	5	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0
ペアレントメンターの人数	配置人数	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0

※令和5年度の実績は見込み

③障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の状況

障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制は、保育所・認定こども園及び放課後児童健全育成事業の受入人数は、それぞれ計画値を上回っています。

■障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の状況

(年当たり)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
保育所・ 認定こども園	受入 人数	62	108	174.2	62	83	133.9	62	93	150.0
放課後児童健全 育成事業	受入 人数	35	35	100.0	35	37	105.7	35	43	122.9

※令和5年度の実績は見込み

7 障がいのある人・一般市民へのアンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

「第4次恵那市障がい者計画・第7期恵那市障がい福祉計画・第3期恵那市障がい児福祉計画」の策定にあたり、各種施策の基礎資料として活用することを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査に関する事項（各調査共通）

区分	内容
調査票の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
調査基準日	令和5年8月1日現在
調査期間	令和5年8月9日～令和5年8月23日

■配布・回収に関する事項【障がいのある人への調査】

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児
対象者	身体障害者 手帳所持者 (18歳以上80歳以下)	療育手帳所持者 (18歳以上80歳以下)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (18歳以上80歳以下)	各種手帳所持者 及び障がい児福祉 サービス利用者 (18歳未満)
配布数	595	179	226	200
有効回収件数	591			
有効回収率	49.3%			

【一般市民への調査】

区分	一般市民
対象者	18歳以上80歳以下
配布数	1,000
有効回収件数	404
有効回収率	40.4%

(2) アンケート調査結果

① 障がい者自身について

- ・現在、主に生活しているところは、障がいのある人全体で「自宅」が8割以上と最も高く、今後3年以内は「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。

② 就業・就学について

- ・仕事をしているかは、18～39歳及び40～64歳で「している」がそれぞれ57.8%、51.2%となっています。
- ・現在就労していない方がどこにも行かない理由は、身体障がい者で「高齢のため」が58.2%、知的障がい者で「重度の障がいのため」が35.5%、精神障がい者で「病気のため（入院を含む）」が32.4%となっています。
- ・働くために必要な条件整備は、障がいのある人全体で「障がいのある人に対する職場の理解と配慮」が最も高く、次いで「能力に合った仕事と適切な賃金が与えられること」となっています。
- ・障がい児の療育・教育で必要なことは、障がいのある人全体で「小学校入学における療育の充実」が最も高く、次いで「教員など専門職の障がい理解の促進」となっています。

③ 保健・医療について

- ・病院にかかるときの困りごとは、障がいのある人全体で「特にない」が最も高くなっていますが、「障がいに関する専門的な医療機関が近くにない」が24.0%となっています。
- ・今後障がい者施策全体で特にしてほしいことは、障がいのある人全体で「安心して病院にかかれるための医療支援」が最も高くなっています。

④ 地域の福祉について

- ・参加している活動やサークルは、障がいのある人全体で「参加していない」が最も高く、次いで「スポーツや健康づくり」となっています。
- ・近所付き合いの程度は、障がいのある人全体で「あいさつをする程度」が最も高く、次いで「親しいつきあいがある」となっています。

⑤ 災害時のことについて

- ・災害が発生した場合にひとりで避難できるかは、障がいのある人全体で「ひとりで避難できる」が54.7%、「介助者がいれば避難できる」が34.0%となっています。また、ひとりで避難できない人の介助者の有無は、障がいのある人全体で「いない」が10.9%、「わからない」が8.5%となっています。手帳別にみると、精神障がい者で「いない」「わからない」が他の手帳と比べて高くなっています。
- ・災害時に困ることは、手帳別にみると、身体障がい者及び知的障がい者で「安全なところまで、すぐに避難することができない」、精神障がい者で「特にない」がそれぞれ最も高くなっています。
- ・一般市民が災害時に障がいのある人を支援できるかは、「できる」が48.0%となっています。支援できることは、「避難地や避難所への誘導」が最も高くなっています。

⑥ 情報について

- ・福祉に関する情報元は、障がいのある人全体で「市や社会福祉協議会等の広報紙」が最も高く、次いで「テレビ」となっています。
- ・福祉に関する情報は、障がいのある人全体で『届いている』（「十分届いている」と「ある程度届いている」）が 47.7%、『届いていない』（「あまり届いていない」と「届いていない」）が 44.4%となり、前回調査と比較して『届いている』の割合が増加していますが、情報を伝える支援が必要です。

⑦ 福祉サービスについて

- ・今後3年以内に今よりも利用を増やす障がい福祉サービスは、手帳別でみると、身体障がい者では「居宅介護・重度訪問介護（居宅介護）」「移動支援・行動援護・同行援護」「短期入所」「生活介護」が4%以上、知的障がい者では「移動支援・行動援護・同行援護」「短期入所」「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「地域包括支援センター」「就労移行支援・就労継続支援A・B」「グループホーム」「日中一時支援」「放課後等デイサービス」が10%以上、精神障がい者では「短期入所」「就労定着支援」が7%以上となっています。

⑧ 人権・権利擁護について

- ・障がいによる不適切な対応等の経験は、障がいのある人全体で『ない』（「あまりない」と「まったくない」）が 55.2%と、『ある』（「よくある」と「ときどきある」）より低くなっています。手帳別にみると、知的障がい者で『ある』が『ない』より高くなっています。

⑨ 主な介助者のことについて

- ・主な介助者の年齢は、障がいのある人全体で「70歳代以上」が最も高く、主な介助者の悩みや困り事は、「自分が高齢などで介助できなくなったときの不安」が最も高くなっています。
- ・主な介助者が急病、事故、出産などのため介助できなくなった場合は、障がいのある人全体で「同居の家族に介助してもらおう」が最も高くなっていますが、手帳別にみると、精神障がい者では「現段階ではあてがない」が最も高くなっています。

8 団体アンケートとヒアリング調査の結果

(1) 調査の概要

「第4次恵那市障がい者計画・第7期恵那市障がい福祉計画・第3期恵那市障がい児福祉計画」の策定にあたり、各種施策の基礎資料として活用することを目的に、関係団体へのアンケートとヒアリング調査を実施しました。

■調査の概要

区分	アンケート	ヒアリング
調査の実施方法	郵送配布・郵送回収	面談による意見聴取
調査期間	令和5年3月3日 ～令和5年3月29日	令和5年8月2日 ～令和5年10月5日
調査対象	恵那市内の障がい福祉関係団体	恵那市内の障がい福祉関係団体
配付・回収数	17件	12件

(2) 調査結果

① 活動上の課題について

新規メンバーの加入が少ない、メンバーの高齢化や世代などの偏りがある、活動に必要な情報が集まらないという意見がありました。また、新型コロナウイルス感染症拡大で、集まる機会が減ったという意見も見られました。

② 情報について

障がい福祉に関する情報の提供手段として求める方法は、市のホームページや市の福祉サービスガイドが多くみられます。また、専門家とのつながりを持つ機会や障がい児を育てる保護者同士の交流を求める意見もみられ、より多くの方が情報を得られるような支援が求められています。

③ 療育・教育について

発達支援センターの拡充を求める意見がみられました。医療・教育・福祉の連携で、障がい児とその家族が安心して暮らせる体制づくりが求められています。

④ 就業について

就労先が少ない、賃金が低いという意見が多くみられました。また、事業所見学会、企業見学会等、働く場を知ってもらえる取り組みを望む意見がありました。

障がいの特性に合った就労機会と情報の提供が求められています。

⑤ スポーツ・文化芸術活動について

スポーツ大会に参加する団体が多くみられ、芸術祭に作品を出品する団体もみられました。スポーツ・文化芸術活動に求める施策については、健常者と一緒に学べる生涯学習講座や手話通訳付きの講座を開設してほしいという意見がありました。

障がいの有無に関わらず参加できるような取り組みが求められています。

⑥ 人権・権利擁護について

障がい者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じたことが「ある」と回答した団体が多く見られました。具体的には、筆談で対応されなかった、手話通訳が付かない、差別的な言動を受けた等がありました。

健常者も障がい者も同時に使用できるような施設の整備や障がい者と交流する機会が必要であるという意見があり、共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

⑦ 福祉サービスについて

サービス・事業の中で、不足していたり、利用対象・範囲の拡大等を図るべきだと思うものについては、短期入所やグループホーム等の意見がみられました。「親亡き後の生活」「早くから自宅以外の場所の生活に慣れさせ、親や兄弟（家族）のレスパイトを確保するため」等の理由がありました。また、通級がない学校に在籍する児童が、他校の通級に通うための送迎サービスを求める意見も見られました。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、福祉サービスの充実化が重要となります。

障がい者団体のご紹介

●身体障害者恵那市支部

恵那市支部では、毎年グラウンドゴルフや親睦会の日帰り旅行などを行っています。今年度からは、ボッチャの大会が東濃ブロックで始まりました。

●恵那市聴覚障害者福祉協会

私たちは、聴覚障がいと手話についての理解と普及を目的としています。また、聴覚障がいの者の社会参加を推進するために活動しています。

●恵那市視覚障害者福祉協会

恵那市視覚障害者福祉協会は現在 10 名の会員で自己のスキルアップ、情報交換として月に 1 度、PC・iPad の講習、座談会を和やかにしています。また、視覚障がい者が住みよいまちづくりを推進するために、年に 1 度、市に対する要望書を 3 件程作成し、要望しています。

●恵那市の障がい児・者の生活を豊かにする会

会の目的に賛同し、会費を納入すれば、誰でも活動に参加出来ます。現在、サロンの余暇活動を中心に毎月活動しています。

●岐阜県自閉症協会 多治見ブロック恵那地区

自閉症協会は国や県に要望書を提出しています。一例として、親の高齢化による入院時の付き添いや 3 カ月を過ぎた時の退所の問題があります。

●恵那市こども発達センター にじの家・おひさま

にじの家・おひさまでは、長い歴史の中で関わってきた保護者同志が、これから育っていく子ども達の将来に希望が持てるよう繋がっていきます。

●MCC会（メディカルケアチルドレン）

医療的ケア児を育てる親子の交流会を月に 1 度行っています。情報交換をしたりお茶したり…ホッとひと息つける場所づくりをしています。

●恵那たんぽぽ保護者会

たんぽぽ福祉会を利用している障がい者さんの親（保護者）の会です。たんぽぽで行事などを行う際にサポートしている会です。

第3章 基本構想

1 基本理念

本市では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「完全参加と平等」の考え方に基づき、障がいの有無に関わらずすべての人が互いに認め合い、支え合いながら暮らせる社会をめざした、「共に生きる社会（共生社会）の実現」を基本理念として、障がい福祉施策を推進してきました。

国際社会が進めるSDGsでは、障がいのある人を含むすべての人が、不利益や差別を受けることなく、教育の機会を受けたり働きがいのある仕事に就けることをゴールに掲げ、社会的・経済的に包含された社会をめざしています。

わが国では共生社会の実現に向け、障がいのある人を取りまく様々な法整備が進んでいます。障がいのある人が自らの意思決定に基づく社会参加を通して、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう、社会参加を制約する社会的障壁の除去や障がいのある人の多様化するニーズへの対応等、様々な支援が求められています。

今後、本市で障がいのある人が安心して自分らしく地域で暮らしていくには、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いに認め合い、支え合う社会を実現できるよう、あらゆる市民が障がいについての理解を深め、行政や事業所、団体、市民が一体となり、障がいのある人やその家族の視点に立って障がい者施策に取り組んでいく必要があります。

本計画においても引き続き「共に生きる社会（共生社会）の実現」基本理念とし、障がい福祉施策を推進します。

基本理念

共に生きる社会（共生社会）の実現

2 計画策定の視点

本計画では、以下の視点をもって施策を推進します。

視点1 障がいのある人の自己決定と人権の尊重

「障害者権利条約」の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考えのもと、障がいのある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、施策の検討や推進にあたっては障がいのある人やその家族の意見を反映させた支援を行います。

また、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施や意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

視点2 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加や地域参加の妨げとなる「社会的障壁」をなくし、障がいの有無に関わらず一人ひとりが能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるよう、施設や道路環境などのハード面から、情報や制度などソフト面まで様々な環境整備を進めます。

また、障がいのある人への差別や偏見は障がいのある人の自立や社会参加の大きな妨げとなるため、その解消に向けた体制整備や啓発等を推進します。

視点3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない総合的かつ横断的な支援を行います。支援にあたっては、障がいのある人の困難の解消だけでなく自立と社会参加の支援という観点に立つとともに、障がいのある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者を含めた支援を行います。

視点4 障がい特性、複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がい特性や障がいの状態、生活実態などにより、障がいのある人やその家族が必要とする支援は異なるため、個々の障がいの実情を踏まえた、きめ細かい支援を行います。

また、障がいのある女性や子ども、高齢者などは障がいがあることに加えて、それぞれの特性により複合的に困難な状況に置かれる場合があることを踏まえ、きめ細かい配慮及び支援を行います。

3 計画の体系

基本理念	分野	施策の方向
共に生きる社会（共生社会）の実現	1 療育・教育	(1) 障がい児の療育の充実
		(2) 障がい児保育・教育の充実
		(3) 医療的ケア児等への支援の充実
		(4) 関係機関との連携による切れ目のない支援
	2 文化芸術・スポーツ・生涯学習活動	(1) 文化芸術・スポーツ活動の推進
		(2) 生涯学習の推進
	3 雇用・就業	(1) 一般企業での就業の促進
		(2) 福祉的就労の促進
	4 保健・医療	(1) 健康づくりと病気・障がいの早期発見・早期対応
		(2) 精神保健福祉の充実
		(3) 医療支援体制の充実
	5 福祉サービス	(1) 障がい福祉サービスの充実
		(2) その他在宅福祉サービスの充実
	6 相談・情報提供	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 情報アクセシビリティの向上
	7 地域福祉	(1) 障がい理解・福祉教育の充実
		(2) 住民同士の支え合いの促進
		(3) ボランティア活動の促進
	8 生活環境	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進
		(2) 防災・防犯対策の充実
		(3) 外出支援の充実
	9 障がい者施策推進体制	(1) 障がい者の権利擁護の推進
		(2) 障がい者施策推進体制の整備

第4章 基本計画・実施計画

1 療育・教育

令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けられるような体制整備が求められます。

また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。

障がいのある子どもや、発達に遅れがみられる子どもに対して適切な支援ができるよう、多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図るとともに、障がいのある子どもの支援体制づくりの推進や、医療的ケアが必要な子ども等への支援の充実を図ります。

さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進はもちろん、個別の教育的ニーズを必要とする児童生徒に対して、適切できめ細かな指導、支援を行うための特別支援教育の体制づくりや、教育環境の整備を進めます。

1—1 障がい児の療育の充実

(1) 「えなっ宝(こ)ほっとステーション」における相談支援の充実

[子育て支援課]

子育ての総合相談窓口として設置した「えなっ宝(こ)ほっとステーション」で、障がいを含めた家族の相談に対応します。

また、専門機関や各種窓口と連携し、適切な支援につなげます。

(2) 各種健診や相談の実施 [健幸推進課・子育て支援課・学校教育課]

健診等にて言葉の出方が気になる子に対し言語療法士による言葉の相談を実施します。教育・発達支援センター、こども発達センターにて発達に関する相談会を実施し、必要に応じて発達検査の機会を設け、家庭における助言や関係機関と連携した支援を行います。

(3) 教職員等の資質向上 [学校教育課]

保育教諭及び教職員に対して自閉症など発達障がいについて正しく理解し、障がい特性を踏まえた適切な支援を行うため、特別支援教育コーディネーター研修会や教育・発達支援センターにおける専門医等による研修会等を実施します。

(4) こども発達センターの充実 [子育て支援課]

専門家（作業療法士、音楽療法士、言語聴覚士、医師）による、障がいのある子どもに対する療育の充実を図ります。発達や子育ての悩みや困りごとの相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介等、連携した支援を行います。

1—2 障がい児保育・教育の充実

(5) 就園に関する相談支援 [幼児教育課・子育て支援課]

教育・発達支援センター、こども発達センター、こども園や保育園、幼稚園などの関係機関により、保護者の就園に対する不安や悩みなどの相談にあたります。

(6) 就学に関する相談支援 [学校教育課]

子どもの個々の状況に合った適切な就学ができるよう、関係機関と連携し、就学相談の充実を図ります。

(7) 加配保育教諭、看護師の配置 [幼児教育課]

市内こども園などに加配保育教諭を配置し、障がいのある子どもの受け入れを行います。また、こども園で医療的ケア児を受け入れる場合は看護師を配置し、受け入れ態勢を整えます。

(8) こども園巡回相談の実施 [幼児教育課]

こども園巡回相談を行い、関係機関との情報共有や、支援に関する助言を行います。

(9) 交流学習等の推進 [学校教育課]

障がいの特性にあった教育を受けられるよう、発達通級や特別支援学級の指導人材の育成や施設的环境整備を行い、特別支援教育を充実の図るとともに、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと交流しながら学習する機会を推進します。

1—3 医療的ケア児等への支援の充実

(10) 医療的ケア児等への支援体制の充実 [子育て支援課]

療育機関等との連携会議において、関係機関と地域課題の抽出及び解決に向けた協議・検討を行います。また、地域の支援機関と連携を図るとともに、専門の医療的ケア児コーディネーターによる支援を行います。

(11) 医療的ケア児等への日常生活支援の実施 [子育て支援課]

医療的ケアを必要とする子どもの実態を把握し、福祉サービス等の利用促進を行います。

1—4 関係機関との連携による切れ目のない支援

(12) 関係機関の連携体制の強化 [健幸推進課・幼児教育課]

一貫して特性に応じた支援が受けられるよう、療育機関等との連携会議やサポートブックの活用により情報共有を図ります。

(13) 教育・発達支援センターの運営 [学校教育課]

学校、家庭、社会における多様な教育・発達相談に対応し、支援体制を強化するため、心理士などの専門職員による支援体制の充実を図ります。

2 文化芸術・スポーツ・生涯学習活動

平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者芸術活動推進法）」が施行され、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。

また、令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、市町村において、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。

障がい特性や心身の状態、希望に応じた多様な文化芸術・スポーツ・生涯学習活動等の場や機会の創出、周知の取り組みを進めます。

2—1 文化芸術・スポーツ活動の推進

(14) 文化芸術・スポーツ等活動のための環境づくり

[スポーツ課・地域振興課・生涯学習課]

障がいのある人が文化・スポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、施設の大規模改修時にバリアフリー化を推進します。

また、公共施設使用料を免除し、障がいのある人のスポーツ・文化施設の利用を促進します。

(15) 文化芸術・スポーツ等活動への参加機会の充実

[スポーツ課・社会福祉課・生涯学習課]

関係団体と連携し、障がいや体力に配慮した障がい者スポーツや、取り組みやすい運動・スポーツメニューの啓発、普及を推進します。

さらに、障がいのある人が運動やスポーツを通じての交流できる場、機会の充実に努めます。また、障がいのある人が文化芸術作品に触れられるよう、企画展等の無料化を実施します。

2—2 生涯学習の推進

(16) 学習機会の提供と参加促進 [生涯学習課]

恵那市民大学「恵那三学塾」をはじめ、講座や講演会などの生涯学習活動に障がい者団体や障がいのある人が参加できるよう、多様な学習機会を設けるとともに、様々なツールを活用した情報提供を行い、学習意欲の向上と参加促進に努めます。

また、幅広い分野の講師と運営をサポートするボランティアの確保に努めます。

(17) 障がいのある方も利用しやすい図書サービスの充実 [生涯学習課]

中央図書館においては、大活字本、録音資料などの資料収集や図書館資料の代読サービス、音声拡大読書機設置、郵送貸出サービスを実施し、障がいのある方も利用できるような環境整備を進めます。各地域のコミュニティセンター図書室においても、中央図書館と連携しながら利用しやすい環境づくりに努めます。

3 雇用・就業

令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、令和6年4月から施行されることにより、これまで民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となります。また、民間企業における就労においては、令和5年から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年には2.7%となります。今後も障がいのある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化することが必要です。

障がいのある人の一人ひとりの個性や状況に応じた就労が可能となるよう、雇用者の障がい理解や合理的配慮の提供を促すとともに、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。また、多様な雇用の場が確保できるよう、福祉的就労の場の拡充等を進めます。

3—1 一般企業での就業の促進

(18) 障がい者雇用に対する理解促進 [商工課]

恵那市雇用対策協議会等において、障がい者雇用に関する各種制度を企業へPRします。

(19) 雇用や就労の推進 [総務課・商工課]

公共職業安定所との連携を強化し、障がいのある人の一般就労を促進します。

また、市職員等関連団体の職員採用については、地方公共団体の法定雇用率を達成できるよう、雇用の場の確保を図ります。

(20) 就労に向けた相談支援や情報提供の推進 [商工課]

一般就労を希望する人に対して、恵那くらしビジネスサポートセンターにおいて相談に応じ、関係各機関につなぎます。

また、東濃障がい者就業・生活支援センターと連携し、広域での障がいのある人の就労支援や、企業への障がい者雇用を進めます。

(21) 就労移行支援の推進 [社会福祉課・商工課]

市内外の障がい福祉サービス事業所による「就労移行支援」への取り組みを促進するとともに、相談支援利用時や特別支援学校卒業時に、「就労移行支援」の利用を促し、障がいのある人一人ひとりの能力に応じた就労を支援します。

また、特別支援学校生徒の職場実習の受け入れを推進するため、障がい者試行雇用事業（トライアル雇用）や特定求職者雇用開発助成制度の活用を促進します。

(22) 就業定着支援の推進 [社会福祉課]

一般就労に移行した障がいのある人が、長く職場に定着できるよう、就労定着支援事業の提供体制を整備します。

また、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトと連携し、「ジョブコーチ」のPRを行い、利用の促進に努めます。

3—2 福祉的就労の充実

(23) 福祉的就労の推進 [社会福祉課]

「恵那市生活・就労サポートセンター」や障がい者相談支援を通じて、福祉的就労へとつなげます。また、恵那市地域生活支援拠点「ぷらっと」にて、就労体験や就労支援事業所の利用支援を行います。各事業所で多様な福祉サービスが提供可能となるよう、支援を行います。

(24) 販路拡大への支援 [社会福祉課]

「障害者優先調達推進法」に基づき、販路拡大等により市内外の障がい福祉サービス事業所の「就労継続支援」を支援し、生産活動の充実を図ります。

(25) ICT等を活用した就労の検討 [社会福祉課]

ICT等を活用し、就労に困難を抱える障がい者の在宅就労の可能性を見出し、社会参加・就労支援を行います。

4 保健・医療

定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障がいの予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていくことが必要です。

また、令和4年12月に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）の整備や難病患者及び小児慢性特定疾病児童などに対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化などが示されています。

引き続き、多様な機会を通じてライフステージに応じた健診等の受診促進や、医療支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がい者に対する理解を促進するとともに、福祉や医療などの関係機関の連携による包括的な支援体制の整備を進めます。

4—1 健康づくりと病気・障がいの早期発見・早期対応

(26) 各種健診・検診の実施 [健幸推進課・子育て支援課]

乳幼児健診未受診者に健診受診を促すとともに、地域の集まりでの健診受診のPRなどを通じ、それぞれの成長段階における健診受診率の向上を図ります。

(27) 生活習慣病予防の推進 [健幸推進課]

健診結果説明などのさまざまな場を利用しながら、生活習慣病予防の周知を図るとともに、地域の健診結果の特徴から、自分の生活を見直す機会となる情報提供を行います。

4—2 精神保健福祉の充実

(28) 相談・支援体制の整備 [社会福祉課]

ホームページを活用したメンタルヘルスチェック「こころの体温計」から相談機関を紹介し、早期相談や治療の必要性を周知します。また、相談に対しては庁内連携や関係機関と連携し、支援の充実に努めます。

(29) 依存症対策の推進 [社会福祉課・健幸推進課]

依存症に対する誤解及び偏見を解消するため、職員研修に参加します。また依存症に対する普及啓発、相談機関や医療機関の周知を行います。

(30) 地域生活の支援 [社会福祉課]

地域移行支援や地域定着支援の提供体制を確保し、施設から自宅やグループホーム等での地域生活へ移行する人を支援します。

(31) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアの仕組みづくりの推進

[社会福祉課]

精神障がいのある人が地域で生活できる「地域包括ケアシステム」を構築するため、保健・医療・福祉関係者による「精神ケア部会」において協議を図ります。また、個々のケースに対応するため、各機関の役割を明確にした上で、関係機関との連携を強化し迅速な支援体制づくりに努めます。

4 — 3 医療支援体制の充実

(32) 地域医療体制の充実 [地域医療課]

市立恵那病院内の血液浄化センターで、透析患者の受け入れの拡充を図ります。

(33) 歯科診療の充実 [健幸推進課]

障がい児者対応の歯科医院に関する情報提供を行います。

(34) 関係機関連携や広域連携の強化 [健幸推進課]

生活習慣病による障がいの予防から、糖尿病等早期発見、治療等につながるよう各関係機関との連携会議等により、保健・医療・福祉に関する各機関の連携を図ります。

5 福祉サービス

障がいのある人が自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの種別や特性にあった適切な支援や地域生活を支える福祉サービス等の充実が重要です。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」では、ヤングケアラーをはじめとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。本市においても、ヤングケアラーをはじめとした障がいのある人の家族等への支援に取り組む必要があります。

障がいのある人やその家族がいつまでも地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制の充実やその周知を図ります。

5—1 障がい福祉サービスの充実

(35) サービス提供体制の充実 [社会福祉課]

東濃圏域の関係機関で組織する「東濃基幹相談支援センター運営会議」において、困難事例などの協議・連絡調整や連携の強化を図ります。

また、「恵那市自立支援協議会」の全体会や専門部会で、障がい福祉サービス提供における課題把握や解決のための協議、事例検討等を行います。

(36) 相談支援の充実 [社会福祉課]

東濃圏域内にある相談支援事業所と連携して相談支援を行います。

また、サービス等利用計画を作成する指定特定相談事業者を育成します。

(37) 居住の場（居住系サービス）の充実 [社会福祉課]

グループホームが設置されるよう事業所へ働きかけ、事業参入や事業拡大を促進するとともに、相談支援やサービス等利用計画の作成を通じて、施設やグループホームのサービスを必要とする人の適切な利用を促進します。

また、助成や給付による住まいの整備支援や「共生型サービス」の実施を検討します。

(38) 援助（訪問系サービス）の充実 [社会福祉課]

障がいのある人の在宅での生活や社会参加を支援するためニーズを把握するとともに、事業所の人材の資質の向上により、サービスの提供体制を充実します。

(39) 活動や訓練の場（日中活動系サービス）の充実 [社会福祉課]

障がいのある人の自立や社会参加、地域の交流等を図るため、日中活動や機能訓練の場の確保及び充実を図ります。

(40) 地域生活の支援 [社会福祉課]

地域移行支援や地域定着支援の提供体制を確保し、施設から自宅やグループホーム等での地域生活へ移行する人を支援します。

(41) 地域生活支援拠点の運用 [社会福祉課]

障がいのある人やひきこもりの人の地域の居場所や活動の場として、地域生活支援拠点「ぷらっと」の利用を促進します。

また、東濃圏域における地域生活支援拠点の面的体制の整備に向け、東濃五市とともに調査、研究、システム構築、関係機関との連絡・調整を行います。

5—2 その他在宅福祉サービスの充実

(42) 補装用具費の給付 [社会福祉課]

「障害者総合支援法」の自立支援給付制度に基づき、「補装具」を給付します。

(43) 日常生活用具費の給付 [社会福祉課]

「日常生活用具」のリストを見直し、需要の高い用具の提供を拡充します。

(44) 難病患者や高次脳機能障がい者などに対する福祉サービスの充実

[社会福祉課]

難病患者や高次脳機能障がいがある人や家族のニーズを把握し、保健所をはじめとした関係機関と連携して、福祉サービスの充実を図ります。

また、難病や高次脳機能障がいなどについて市民の理解を促進し、誰もが共生できる地域社会の実現を図ります。

(45) 介助者に対する支援 [社会福祉課]

障がい福祉サービス等に関する周知やニーズに合ったサービスの説明を行います。

また、相談支援事業所による相談員の相談を実施し、内容に応じて訪問による相談活動を行います。

介助者の休息やリフレッシュを目的とした、ショートステイの拡充や、日中一時支援等の障がいのある子どもの日中の居場所の確保について総合的に推進します。

6 相談・情報体制

障がいのある人やその家族がライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、個々に応じた相談をできる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。

また、令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が成立しました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても法律に則り、取り組む必要があります。

既存の相談機関等の機能強化や各機関の連携により包括的な相談支援体制の整備を進めます。また、情報提供の充実を図るとともに、障がいの特性にあった情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。

6—1 相談支援体制の充実

(46) 重層的な相談支援体制の機能強化と各機関の役割の明確化

[社会福祉課]

福祉連携会議及び個別支援会議等により、関係機関と連携を図り、課題解決に努めます。

(47) 相談支援専門員の確保と育成 [社会福祉課]

相談支援専門員の確保と人材育成を促進します。

(48) 障がい者相談員活動・ピアカウンセリングの推進 [社会福祉課]

地区別、障がい別に相談員を配置し、ピアカウンセリングの体制構築を図ります。

また、障がい者相談員の研修会を実施し専門性の向上と新たな相談員の確保・育成に努めるとともに、継続して相談員の周知を図ります。

6—2 情報アクセシビリティの向上

(49) サービスに関する情報の周知 [社会福祉課]

市のホームページなどに、各種福祉サービスの情報を掲載し、利用を促進します。

また、新規の障害者手帳取得者に、「障がい福祉の手引き」や市独自の福祉サービスを掲載した「地域生活支援事業のしおり」「障がい等級別サービス早見表」などを配布し、制度の利用について紹介します。また、それぞれの媒体を適宜見直し、更新します。

(50) 多様な手段による情報提供 [総務課・社会福祉課]

広報紙、市や社協のホームページ、音声告知放送、SNS、障害者手帳アプリ等の多様な媒体を活用した情報提供を行います。また、障がい者関係団体等からの意見を聴取し、多様な手段・媒体による情報提供を進めます。

(51) 視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報保障 [総務課]

市や社会福祉協議会広報紙などの点訳や音訳、告知放送、見やすい文字や手話によるケーブルテレビの放送を行います。

(52) 視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション保障 [社会福祉課]

点字、手話通訳、要約筆記、代読・代筆支援による情報保障の推進を図ります。また、手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話通訳者や上位資格の手話通訳士の育成、要約筆記者の育成・確保に努めます。

7 地域福祉

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、さらなる相互理解の促進、差別の解消に向けた取り組みが不可欠です。障がい理解を深めるための啓発・広報活動や教育、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に関する啓発・広報活動をさらに推進し、障がいのある人もない人も尊重し合い、ともに支え合うことができる地域社会の実現に向けた取り組みを進めます。

また、障がいのある人が地域の中で孤立せず、安心して自分らしい生活を送れるように、住民同士の日常的な交流を進めるとともに、ボランティアの育成や活動を推進し、地域で支え合う体制の充実を図ります。

7—1 障がい理解・福祉教育の充実

(53) 学校等における福祉教育の推進 [学校教育課・幼児教育課・社会福祉課]

幼少期から、障がいについて正しく理解し、思いやりと支え合いの心を養えるような機会を提供します。

また、恵那特別支援学校との居住地校交流や高齢者施設への訪問をはじめ、学校における福祉教育として点字や手話の体験講座の実施など、学校での福祉体験活動を推進します。

(54) 障がい者理解教育推進校の推進 [社会福祉課]

市内の小学校、中学校を恵那市障がい者理解教育推進校に指定し、障がいについての理解促進を図ります。

(55) 人権教育の推進 [生涯学習課・社会福祉課]

講演会や講座、研修などを通して、障がい者理解を促進し、差別のない社会を目指します。

(56) 啓発活動の推進 [社会福祉課]

様々な媒体を活用して、障がい者への差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間、ヘルプマークなどについての周知を図ります。

7—2 住民同士の支え合いの促進

(57) 支え合い活動の推進 [社会福祉協議会・社会福祉課]

地域福祉計画・地域福祉活動計画における、住民同士の支え合い活動の中で、障がいのある人に関わる取り組み等が実施できるよう支援します。

また、障がいのある人を対象としたサロン事業を実施し、社会参加を図ります。

(58) 当事者活動・親の会活動 [社会福祉課]

各種障がい者団体に対しての助成や運営面などの助言を行うとともに、団体を周知し、加入促進を図ります。

7—3 ボランティア活動の促進

(59) ボランティアに関する情報提供 [社会福祉課]

障がい者ボランティアの裾野を広げるため、ボランティアに関わる講座や活動などの情報提供を行います。

(60) 団体の活動促進 [地域振興課・社会福祉課]

障がいのある人の社会復帰や社会参加を促進するボランティア団体を支援します。

また、障がいのある人の多様なニーズに対応できるよう、ボランティア活動推進会議での情報交換や活動報告などを通じて関係団体と連携を図ります。

8 生活環境

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、移動や外出支援の充実や、障がいのある人に配慮した施設等の普及、建物、道路などのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化が求められます。

また、近年の風水害の大型化や南海トラフ地震をはじめとする巨大地震の危険性の高まり等により、災害対策は非常に重要な取り組みとなっています。平常時からの防災対策や医療機器や薬等を含む備蓄品の確保、地域ぐるみでの避難行動要支援者対策が重要です。

障がいのある人のニーズを把握した上で、公共施設や道路等のバリアフリー化や多様な手段による外出支援の充実を図ります。また、関係機関や地域との連携による防災・防犯体制を整備するとともに、見守り等の充実を図ります。

8—1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

(61) 住宅改善への支援 [建築住宅課・社会福祉課]

住宅改修の助成を行う際に、改修の相談に応じます。また、住宅の新築時には、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する情報提供や啓発、相談を行います。

(62) 市営住宅のバリアフリー化の推進 [建築住宅課]

市営住宅は、新築・改築の計画に合わせてバリアフリー化・ユニバーサルデザインに対応します。

(63) 施設の整備 [建築住宅課]

公共施設や民間施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

(64) 道路・歩道の維持改善 [建築課]

駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、歩行空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。

8—2 防災・防犯対策の充実

(65) 避難行動要支援者制度の活用促進 [危機管理課・高齢福祉課・社会福祉課]

避難行動要支援者名簿の周知を図り、支援を必要とする人の登録を推進します。

また、避難行動要支援者を対象にした見守りや、個別避難計画の策定に向けた取り組みが各地区で行われるよう支援します。

(66) 地域防災力の向上 [危機管理課]

福祉事業者、防災リーダー、社会福祉協議会等の関係機関が集まる「恵那市災害時地域連携福祉ネットワーク研究会」を開催し連携の強化を図ります。

また、民間の施設等との協定や、福祉避難所の確保等を推進します。

(67) 緊急通報体制の整備 [危機管理課・社会福祉課]

災害時情報について、メール配信や、メールによる受信が困難で支援が必要な人へのFAX配信サービスなどを実施します。

また、音声による119番通報が困難な者へNet119緊急通報システムの利用を促します。

(68) 見守り活動の充実 [危機管理課]

恵那市防犯まちづくり連絡協議会と市内各地の活動団体と連携し、防犯活動と地域の見守り活動に合わせて取り組みます。

(69) 防犯対策の推進 [総務課・商工課]

詐欺・悪質商法などの被害にあわないよう、民生委員等を通じた啓発活動を行うとともに、相談窓口の充実、出前講座や講演などの消費生活教育活動により被害の未然防止を進めます。

また、市内在住の希望者に対し、弁護士による無料法律相談を実施します。

8—3 外出支援の充実

(70) 移動支援事業の実施 [社会福祉課]

付き添いヘルパー派遣や福祉車両の貸し出しを行う移動支援事業を実施します。

(71) 福祉タクシー利用助成事業の実施 [社会福祉課]

在宅の重度心身障がいのある人の社会活動の範囲を広めるため、「福祉タクシー利用助成事業」を行います。

(72) 福祉有償運送事業の実施 [高齢福祉課・社会福祉課]

社会福祉協議会において、外出時に車いすが必要な障がいのある人等を対象として、車いすのまま乗車できる福祉車両を使用し、有償にて移送を行う「福祉有償運送事業」を実施します。

9 障がい者施策推進体制

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けては、障がいのある人への差別解消や権利擁護を推進する必要があります。また、障がい福祉施策の推進体制を強化するには、市職員の障がいに対する理解を深めることや、障がいのある人に関わる行政や事業所、関係団体が連携し、切れ目のない支援を進めることが大切です。

成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護のための制度の普及や、障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。また、市職員の障がい理解や合理的配慮の提供を促すとともに、障がいのある人の活動・交流の場となる福祉ゾーンの整備を進めます。

9—1 障がい者の権利擁護の推進

(73) 障がい者虐待の防止 [社会福祉課]

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待防止センターの窓口となり、関係機関と連携して障がい者虐待対応を図ります。

(74) 日常生活自立支援事業の利用促進 [高齢福祉課]

東濃成年後見センターや社会福祉協議会と連携し、「日常生活自立支援事業」の普及、周知を進めます。

(75) 成年後見制度の利用促進 [高齢福祉課]

「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断能力の不十分な人が不利益を被らないよう、成年後見巡回相談と法律相談により成年後見制度の利用を進めます。

9—2 障がい者施策推進体制の整備

(76) 障がい者施策に関わる市職員の資質の向上と体制強化

[総務課・社会福祉課]

市職員が障がいについての理解を深められるよう、講習会への参加を推進します。
また、障がい者理解のための研修を定期的に行います。

第5章 第7期恵那市障がい福祉計画・ 第3期恵那市障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定され、この計画は、障がいの有無に関わらず、すべての国民が分け隔てられることなく相互に尊重し合い、障がいのある人が自己実現できるように支援する共生社会の実現を目指しています。

このたび、「第6期恵那市障がい福祉計画・第2期恵那市障がい児福祉計画」の計画期間終了にあたり、以上のような国の制度改正及び本市の障がい福祉サービス等の提供状況等を踏まえ、障がいのある人のニーズに沿ったサービス提供に向けて、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 成果目標の設定

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」では、国の方針に基づき、以下の通り成果目標を設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

① 国の指針

- ・令和8年度末に、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する。
- ・令和8年度末に、令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減する。

② 本市の目標の設定及び達成に向けた方策

本市では、令和4年度末時点の施設入所者数は60人となっています。

国の指針及び本市の地域生活への移行状況を踏まえ、令和8年度末の施設入所者数を57人、令和8年度末までの地域移行者を4人とすることを目標とします。

目標達成に当たっては、グループホームの整備促進や、訪問系サービス及び日中活動系サービス等の提供体制の充実を図ります。

■成果目標

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標
施設入所者数	60人	57人
地域移行者数	0人	4人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 基本的な考え方

精神障がい者が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を充実させることが求められています。また、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、市の実績や実情を加味して成果指標を設定することが示されています。

② 本市の目標の設定及び達成に向けた方策

国の指針及び本市の状況を踏まえ、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。

■活動指標

項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	4回	4回	4回
	13人	13人	13人
目標設定及び評価の回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	8人	8人	8人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	15人	35人	35人

(3) 地域生活支援の充実

① 国の指針

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備し、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ・強度行動障がいについて、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

② 本市の目標の設定及び達成に向けた方策

本市では、地域生活支援拠点を2か所整備しています。

整備手法は、拠点等の5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を複数の機関が分担して担う「面的整備型」としてしています。

今後は、地域生活支援拠点「ぷらっと」の機能充実や、東濃基幹相談支援センターを中心に各障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、圏域における地域生活支援拠点等の確保と機能の充実に努めます。

■成果目標

項目	令和4年度末実績	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の整備	2か所（単独及び共同）	2か所（単独及び共同）
コーディネーターの配置人数	6人	5人
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	1回	1回
強度行動障がいを有する方への支援体制の整備【新規】	無	無

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 国の指針

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上にする。
- ・一般就労への移行者数のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- ・一般就労への移行者数のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.29倍以上とする。
- ・一般就労への移行者数のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ・就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上にする。
- ・就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上にする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合を、全体の2割5分以上とする。

② 本市の目標の設定及び達成に向けた方策

目標達成に当たっては、東濃障がい者就業ネットワーク事業として、企業等への障がい者雇用の働きかけや、相談支援事業所との連携、就労移行支援や就労定着支援の利用促進を行います。

■成果目標

項目		令和3年度実績	令和8年度末目標
一般就労への移行者数	全体	4人	6人
	就労移行支援	2人	3人
	就労継続支援A型	1人	2人
	就労継続支援B型	1人	1人
就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所数		0か所	1か所
就労定着支援事業利用者数		1人	2人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数		1か所	1か所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・児童発達支援センター未設置の場合は同等機能の体制を整備する。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各市町村または各圏域に設置する。
- ・医療的ケア児支援のための支援調整コーディネーターを配置する。

② 本市の目標の設定及び達成に向けた方策

国の指針及び本市の障がい児支援体制の状況を踏まえ、児童発達支援センターの設置を目標とします。目標達成に当たっては、事業所参入への働きかけや、職員の資質の向上のための研修等を行います。

■成果目標

項目		令和4年度実績	令和8年度末目標
児童発達支援センターの設置		未設置	1か所(単独)
児童発達支援センターと同等機能の体制の有無		無	有
障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築		有	有
保育所等訪問支援		実施	実施
重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	未確保	確保(単独)
	放課後等デイサービス	確保(単独)	確保(単独)
医療的ケア児支援の協議の場の設置		設置(単独)	設置(単独)
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置		配置(1人)	配置(1人)

■活動指標

項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	3人	6人	6人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

- ・基幹相談支援センターを各市町村において設置し、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施する。

② 本市の目標の設定及び達成に向けた方策

東濃基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において、総合的・専門的な相談支援を実施しています。

東濃基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業者のみでは対応が困難なケースについて助言・同行訪問等を行うとともに、相談員の資質向上のため、定期的な研修や事例検討会を開催しています。目標達成に当たっては、東濃基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の強化を図ります。

■成果目標

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標
基幹相談支援センターの設置	設置（共同）	設置（共同）

■活動指標

項目	見込み			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	40件	40件	40件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	20件	20件	20件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	25回	25回	25回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回	6回	6回
	主任相談支援専門員の配置人数	4人	4人	4人
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
	参加事業者・機関数	46	46	46
	専門部会の設置数	5	5	5
	専門部会の実施回数	8回	8回	8回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する。

② 本市の目標の設定及び達成に向けた方策

本市では、岐阜県が実施する研修をはじめ、関係機関が実施する各種研修を活用した職員の資質向上に努めます。また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を事業所等と共有する説明会等を実施します。

■活動指標

項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	4人	4人	4人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有
	1回	1回	1回

3 障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① サービス内容

項目	実施内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人に対し、居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービスを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供及び移動の援護を行います。
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人または統合失調症等の重度の精神に障がいのある人で、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人で、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、サービス等利用計画に基づく居宅介護等複数の包括的支援を行います。

② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用人数	55	59	60	61	62	63
	延べ時間	872	905	878	893	907	922
重度訪問介護	利用人数	2	2	2	3	4	5
	延べ時間	241	232	212	333	444	555
同行援護	利用人数	5	7	6	6	6	6
	延べ時間	61	65	71	71	71	71
行動援護	利用人数	2	1	1	1	1	1
	延べ時間	13	1	6	23	23	23
重度障がい者等包括支援	利用人数	0	0	0	0	0	0
	延べ時間	0	0	0	0	0	0

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

③ 見込み量の確保方策

各サービスについて、事業所等と連携し、人材の確保や新たな事業所の参入促進等に取り組み、サービス提供体制の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① サービス内容

項目	実施内容
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障がい者支援施設等で入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスを行います。
自立訓練 (機能訓練)	病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションが必要な人を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。一般雇用に近い形態のものになります。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。従来の福祉的就労（障がい者授産施設）に近い形態のものになります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	常時病院での医療を要する人のうち、常時介護を要する人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスを行います。
医療型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的に医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。
福祉型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的に障がい者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。

② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目	実績			見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	利用人数	110	115	116	125	125	125
	延べ日数	2,355	2,273	2,186	2,357	2,357	2,357
うち重度障がい者【新規】	利用人数			10	11	11	11
	延べ日数			206	220	220	220
自立訓練(機能訓練)	利用人数	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用人数	5	9	11	15	21	29
	延べ日数	43	85	91	225	315	435
就労選択支援【新規】	利用人数					5	5
	延べ日数					100	100
就労移行支援	利用人数	1	1	2	2	2	2
	延べ日数	23	14	22	30	30	30
就労継続支援A型	利用人数	67	66	75	78	81	84
	延べ日数	1,445	1,431	1,500	1,560	1,620	1,680
就労継続支援B型	利用人数	134	130	135	146	156	156
	延べ日数	2,486	2,330	2,222	2,500	2,670	2,670
就労定着支援	利用人数	2	1	1	1	1	1
療養介護	利用人数	3	2	2	2	2	2
医療型短期入所	利用人数	1	3	3	5	5	5
	延べ日数	3	13	10	10	10	10
うち重度障がい者【新規】	利用人数			1	1	1	1
	延べ日数			6	6	6	6
福祉型短期入所	利用人数	11	19	18	20	20	20
	延べ日数	69	105	115	120	120	120
うち重度障がい者【新規】	利用人数			5	5	5	5
	延べ日数			41	41	41	41

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

③ 見込み量の確保方策

生活介護及び短期入所については、利用ニーズに応えるサービスが提供できるように、事業所等と連携し、人材の確保や新たな事業所の参入を促進していきます。就労系サービスについては、今後も需要の増加が見込まれるため、新たな事業所の参入促進や、一般企業等の受け皿の確保に取り組めます。また、相談支援事業所等と連携して就労系サービスの利用へとつなげます。

(3) 居宅系サービス

① サービス内容

項目	実施内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人でひとり暮らしを希望する人等に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行います。
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上(50歳以上は障害支援区分3以上)の人に主として夜間において、障がい者支援施設等で入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスを行います。

② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用人数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数	51	51	55	56	57	58
	うち重度障がい者【新規】			0	0	0	0
施設入所支援	利用人数	62	60	63	63	60	57

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

③ 見込み量の確保方策

共同生活援助(グループホーム)については、親亡き後の生活の場や地域生活への移行のために必要なサービスであるため、事業所等と連携し新規整備を検討します。

地域生活を希望する方が地域での暮らしができるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発に取り組みます。

施設入所支援については、依然としてニーズが高いことを踏まえ、入所の必要がある人の生活を支援するための体制を確保します。

(4) 相談支援

① サービス内容

項目	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した人に対し、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等の入所者や精神科病院に入院している人に対し、地域生活に移行するための住居の確保や相談、その他の支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談やその他の支援を行います。

② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数	66	72	100	115	115	115
地域移行支援	利用人数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用人数	0	0	0	1	1	1

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

③ 見込み量の確保方策

計画相談支援は、適切なサービス利用に不可欠であるため、すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、特定相談支援事業所の確保を図ります。

障がい種別に関わらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、東濃基幹相談支援センターによる人材育成を支援します。

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行を進める上で必要なサービスとなるため、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携し、提供体制の確保に努めます。

4 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

① サービス内容

項目	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人の日常生活や社会生活における「社会的障壁」をなくすため、住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込み量の確保方策

市民の障がいへの理解を促進するため、広報紙やホームページ等を通じた啓発活動を行います。
市内の小中学校を障がい者理解教育推進校として順次指定し、障がいについて正しく理解し、障がいの有無に関わらず尊重し合えるための教育を支援します。

(2) 自発的活動支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込み量の確保方策

障がいのある人やその家族等の当事者活動・親の会活動の活性化を図るため、人材確保や運営の支援、情報提供等を行います。

(3) 相談支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望していながら、保証人がいないなどの理由で入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行います。また、家主などへの相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所数	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

③ 見込み量の確保方策

関係機関と連携して総合的な支援体制を促進します。

基幹相談支援センターにおいて総合的な相談業務を行うとともに、市内の相談支援事業所への専門的な指導や助言を行います。

住宅入居等支援事業については、住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、必要な支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して、成年後見制度の利用に要する費用について助成します。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用 人数	2	3	6	8	10	10

③ 見込み量の確保方策

障がい者本人や家族等からの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために、東濃5市共同で設置する中核機関と連携して、当事業の周知を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見 支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	検討	検討

③ 見込み量の確保方策

中核機関と連携し、法人後見活動を行う団体等を確保するための研修等を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
手話通訳者 設置事業	手話通訳者を市役所内に設置する事業です。
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者、要約筆記者などを派遣する事業です。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者 設置事業	配置 人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	利用 人数	8	13	13	15	15	15

③ 見込み量の確保方策

手話通訳者等の育成や確保に努め、サービス提供体制を維持します。

(7) 日常生活用具給付等事業

① サービス内容

項目	実施内容
日常生活用具の給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	4	2	3	4	6	9
自立生活支援用具	件数	9	0	3	10	10	10
在宅療養等支援用具	件数	7	6	9	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件数	13	14	6	4	3	3
排泄管理支援用具	件数	1,119	1,297	1,302	1,400	1,400	1,400
居宅生活動作補助用具	件数	1	2	3	4	4	4

③ 見込み量の確保方策

サービス内容について周知し、利用促進を図ります。支給対象品目等の拡充や、耐用年数、給付基準額などについて、定期的に見直しを行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① サービス内容

項目	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動や広報活動などを支援する、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、研修を行います。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	7	7	15	18	18	18

③ 見込み量の確保方策

厚生労働省の「手話奉仕員養成研修」に基づき、手話奉仕員の確保・育成を図ります。

(9) 移動支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援します。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	43	35	40	45	45	45
	延べ利用時間	2,389	2,711	2,912	3,100	3,100	3,100

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

③ 見込み量の確保方策

社会参加を促進するために必要なサービスであるため、事業者等と連携し、安定したサービス体制を確保します。

(10) 地域活動支援センター

① サービス内容

項目	実施内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流などを支援します。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市外施設	月間延べ利用人数	595	220	240	260	260	260

③ 見込み量の確保方策

近隣市町の地域活動支援センターに事業を委託し、提供体制を確保します。

【任意事業】

(1) 日常生活支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
訪問入浴サービス	自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対し、移動入浴車による訪問入浴を行います。
生活訓練等 (ふれあいホーム運営事業)	在宅の知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対し、日常生活や社会生活に必要な訓練を実施し、生活の質的向上や自立を促します。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人などの日中における活動の場を提供します。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	利用人数	9	9	10	12	12	12
日中一時支援事業	か所数	18	18	20	20	20	20
	利用人数	67	44	60	70	70	70

③ 見込み量の確保方策

障がいのある人の地域生活を支援するため、事業所と連携し提供体制の確保を図ります。

(2) 社会参加支援事業

① サービス内容

項目	実施内容
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、恵那市の広報紙、社会福祉協議会だよりを点字・音声訳します。

② 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行	発行回数	12	12	12	12	12	12

③ 見込み量の確保方策

障がいのある人の地域生活を支援するため、事業所と連携し提供体制の確保を図ります。

5 障がい児サービスの見込み量と確保のための方策

(1) 障がい児通所支援等

① サービス内容

項目	実施内容
児童発達支援事業	就学前の児童に対して、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
放課後等 デイサービス	就学している児童に対して、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	こども園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童に通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行うとともに、身体状況により、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等で障がい児通所支援を利用することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を申請した人に対し、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達 支援	利用 人数	139	132	147	142	137	132
	延べ 日数	597	583	503	493	483	473
放課後等 デイサービス	利用 人数	123	130	145	140	135	130
	延べ 日数	910	978	978	981	984	987
保育所等 訪問支援	利用 人数	2	1	2	2	2	2
	延べ 日数	4	1	4	4	4	4
医療型児童 発達支援	利用 人数	0	0	0	0	0	0
	延べ 日数	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用 人数	0	0	0	0	0	0
	延べ 日数	0	0	0	0	0	0
障がい児 相談支援	利用 人数	80	84	80	80	80	80

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

③ 見込み量の確保方策

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、事業所と連携を図りながら、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

障がい児相談支援は、障がいのある子どもの適切なサービス利用に欠かせないものであるため、障がい児相談支援事業所と連携して、サービス提供体制を維持・強化するとともに、相談員のスキルアップと人材確保を促進します。

(2) 障がい児の子ども・子育て支援

① 必要な量の見込み

(年当たり)

項目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所・ 認定こども園	受入 人数	108	83	93	100	95	96
放課後児童健全 育成事業	受入 人数	35	37	43	46	49	52

※実績は各年度3月分、令和5年度の実績は見込み

③ 見込み量の確保方策

障がい児の人数や障がいの程度に応じ、加配保育士の配置などの体制整備に努めるとともに、職員の資質向上に努めます。

放課後児童健全育成事業については、受け入れクラブの確保に努めるとともに、支援員の資質向上に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の着実な推進にあたっては、障がいのある人等の現状や意向を踏まえながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげることが大切です。また、障がいのある人の地域生活を支援する上では、市民や地域が障がいについて正しく理解することが求められます。

(1) 庁内外の関係部局・関係機関・団体との連携

本計画の施策の円滑な推進にあたって、社会福祉課や子育て支援課をはじめ関係課との連携を強化するとともに、行政だけでなく障がい福祉サービス事業所、当事者団体、教育機関、就労支援機関等とも協働して取り組みます。

また、本市の障がい福祉施策に関わるネットワークの中核となる「恵那市自立支援協議会」において、地域の課題や困難事例等を共有・検討し、新たな社会資源の開発等を進めます。

(2) 障がい保健福祉圏域における連携

必要とする障がい福祉サービス等を誰もが適切に利用するには、市内だけでなく、近隣市町村と連携したサービス提供が必要です。東濃圏域における連携により、支援体制の強化を図ります。

(3) 市民や地域への周知

障がいのある人の地域生活や就学、就労等の社会参加にあたっては、市民や地域が障がいについて正しく理解することが求められます。本計画や概要版について広く周知を図るとともに、さまざまな機会や媒体により障がいへの理解を深める取り組みを進めます。

2 進行管理

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、恵那市自立支援協議会で計画の点検・評価や、庁内関係部局による施策の進捗状況や数値目標などの評価を行います。

「第7期恵那市障がい福祉計画・第3期恵那市障がい児福祉計画」の成果目標及び障がい福祉サービス等の見込みについては、PDCAサイクルを活用し、点検・評価を行います。毎年度進捗状況を確認し、必要に応じて施策や取り組みの改善を図ります。

また、国の法律や制度の改正等、社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

資料編

最終段階で作成します
策定過程や用語解説などを掲載します